環境社会配慮助言委員会ワーキンググループ

ベトナム国 ロンアン省環境配慮型工業団地 関連事業(環境レビュー)

日時 平成24年1月30日(金)14:00~16:51 場所 JICA本部 201会議室

(独)国際協力機構

助言委員(敬称省略)

岡山 朋子 名古屋大学 エコトピア科学研究所 特任講師

髙橋 進 共栄大学 教育学部 教授

二宮 浩輔 公立大学法人山梨県立大学 国際政策学部総合政策学科 准教授

原嶋 洋平 拓殖大学 国際学部 教授

JICA

<事業主管部>

安井 毅裕 民間連携室 海外投融資課 課長

小山 朝英 民間連携室 海外投融資課

<事務局>

河野 高明 審査部 環境社会配慮審査課 課長

河野 それでは、お時間になりましたので、ただいまから、ベトナム ロンアン省環境 社会配慮型工業団地関連事業の環境レビューのワーキンググループを始めたいと思います。 まず、主査を決めていただきたいのですが、過去の回数を勘案しまして、高橋委員にお願いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

高橋主査 皆さんよろしければ。

河野 それでは、まず、主管部から案件の概要の説明をさせていただいて、その後に環境レビュー方針の、A3の横長な紙ですね、これを説明させていただいて、今日のいただいている質問とご助言案の質疑応答を行うという形で進めさせていただきたいと思います。それでは、よろしくお願いします。

安井 よろしくお願いいたします。

事業概要についてはもうご承知だと思いますけれども、一応念のため、簡単に、説明を確認のために申し上げたいと思います。

今出ているシートですけれども、もともとはEIA報告書も配らせていただていますが、サブプロジェクトが4つございました。SPCナンバー1からナンバー4があり、そのナンバー4が、実を言うと、ドゥクホア地域の給水事業でしたが、これについては、事業者のほうから本事業への対象としては取りやめたいという話がありまして、事業スコープから落ちましたので、結果として、ここに書いてある3つのサブ事業が対象になると。工業団地向けユーティリティ運営事業が2つと、給水事業が1つということになります。JICAとしては、この事業に対して、ベトナム商業銀行を介してツーステップで融資をしていくスキームになります。

それで、若干細かいですが、スキーム自体、簡単に説明をさせていただきたいと思います。まず、このスキームは、このシートは工業団地のユーティリティ事業のスキーム、すなわち、サブプロジェクト1、2をご説明しているものです。一番下の部分ですけれども、もともと工業団地は、この右側に造成済みと書いてある通り、工業団地が自分たちのお金で工業団地を開発しています。それで、ちょっと右のほうなんですけれども、通常であれば、それで水供給あるいは電力供給なんかを工業団地が直接行うというものですが、現地で企業Aと工業団地が話をした結果として、企業Aが強みを主として持っている排水処理事業、左側の上のSPCで書いてあり、真ん中の点々のところで示している通り、排水処理事業、給電も含みますけれども、これを別事業として切り出して、事業会社化をしてこれ

らサービスをこの工業団地に対して提供していくと、こういったスキームになっております。そういった意味で、このSPC、すなわちユーティリティサービス事業というのは、工業団地事業とは、私どもとしては別のものとしてとらえているというところです。このSPCの事業に対してJICAから融資、あるいは投資家から出資がされると、そういったスキームでございます。

それからあと、サブプロジェクト3番目、給水事業ですけれども、これも若干説明をさせていただければと思うんですが、先ほど説明した工業団地、2つありましたけれども、その2つが左下の工業団地Aと工業団地Bということになります。それから給水対象としては、あと、ロンアン省の給水公社がございますけれども、これは真ん中の下に書いてあります。そちらに水供給を行う事業として、今回、真ん中のSPCと書いてある事業会社が水供給事業を行うということでございます。同じように、これに対してJICAがローンを出して、出資者が出資を行うということでございます。

以上、簡単に書いただけですが、ちょっとこの辺までで、もし、クリアにしておいたほうがいいと思いますので、質問等あれば伺いたいと思います。

高橋主査 という今のご説明に、何かご質問ありますか。

岡山委員 1個前のスライドを見せてもらっても。すみません。

変更点というのは、先ほど、給水事業がまずなくなったということだったので、この次の、さっきのものがとりあえず除外なんですか。

安井 要は、なくなったものは、次のシートのものが1つなくなったということですね。 岡山委員 そうですよね。なんですけれども、しかし、ユーティリティ施設のサービス 提供をするので、給水は当然、水も当然送られる。

安井 この工業団地には送られるんですけれども、先ほどのやつが、ここから直接この団地との間で契約を結ばれて、基本的にSPCを介さないで、直接この団地に供給されるということになります。

岡山委員 それ以外のところのサービスとしては、排水処理と給電。

安井 そうですね、はい。

岡山委員 了解しました。ありがとうございます。

高橋主査 他はいかがでしょうか。

二宮委員 すみません、そうすると、事前に4つ資料をいただいた分のうちの1つは要らないという、そういう理解でいいわけですか。

安井 ちょっと前回、資料を送らせていただいた後に、いろいろまた状況が変わったり しているものでして。

二宮委員 それは、ウォーターサプライの2つのうちの1つが、ベンルックの企業Bというのがありますよね。

安井 ええ、ベンルックのほうはまだ入っているんですけれども、ドゥクホアのほうが 抜けたということです。ドゥクホアというの、企業Bが経営しているところですね。

高橋主査 そういう意味だと当然、この従来いただいた資料とか環境レビュー方針と、 実際今回対象になるのは変わってくるんだと思いますから、今日の議論は、その変わった 内容に対して当然やるということになるんですね。

河野 そうですね。

高橋主査 その辺は、また後で、この質問やコメントでも何か関連するようですから、 そのときにもご説明いただきます。

他にはよろしいですか。

じゃ、次。

安井 じゃ、次は、すみません、お手元にお配りしているA3の、「ベトナム国「ロンアン省環境配慮型工業団地関連事業」の環境レビュー方針」という紙をもって、ここで簡単に説明をさせていただきたいと思います。

まず最初に、上のほうに確認済事項とあります。全般的事項の、この案件概要はもう説明させていただいているので一応割愛しますが、全般的事項として、まず許認可につきましては、 環境配慮型工業団地関連ユーティリティ事業でございますけれども、今、すみません、現時点でどうなっているかというのはまだわかりかねますけれども、私たちが確認した時点での情報としては、トゥアンダオ工業団地につきましては、EIA報告書は作成済みで、今、承認を申請していると。それから、フーアンタン工業団地につきましては、EIAにつきましては承認済みでありますと。

それから、給水事業、ですけれども、ベンルック地区給水事業につきましては、Environmental Protection Commitment報告書を作成して、現在、省の環境局に承認申請中と。DONREと書いてございますけれども、ロンアン省の環境局に承認申請中ということでございます。次のドゥクホア地区給水事業につきましては、これはもう今回の対象から外れるということになります。

それからあと、住民協議でございますけれども、事業対象地域となる各委員会、自治体

等にについて、その各地域の地域住民に対してインタビューを実施しているということでございますけれども、その中では特に反対の意見は確認されていないということでございます。

実を言いますと、工業団地、2つユーティリティございますけれども、トゥアンダオ工業団地、それからフーアンタン工業団地につきましては、ここに書いてございますが、既にもう造成が始まって、おおむね終わっているような状況でございます。ここに書いているのはベンルック地区のことということだけ……。

小山 工業団地のEIAをやったときに、実施されていますので。

安井 こちらについては、こういう形で工業団地のEIAをとったときに、こういった形で確認されているということでございます。

それから、モニタリングですけれども、トゥアンダオ工業団地、それからフーアンタン 工業団地、ベンルック地区給水事業につきましては、建設中の負の環境影響、あるいは供 用開始後の影響について、モニタリングをするということになっております。

それから、公害関連ですけれども、水質。排水事業が来ますので、水質につきましては、処理後の放流水をベトナム国排水基準を満たすように処理するということ。それから廃棄物につきましても、ここに書いてあるとおりですけれども、工事中の廃水・廃棄物等は処理業者によって回収されるということと、あと、供用時の廃棄物につきましても、各工場がMONREの規制に従って輸送・処理するということになっています。

それから、自然環境ですけれども、私ども、現場へ行ってきましたが、事業対象地域として、国立公園等の影響を受けやすいという地域ではございません。自然環境への影響は 最小限であるというふうに考えております。

それからあと、社会環境。

まず、環境配慮型工業団地向けユーティリティ事業ですけれども、これは既に造成済みの工業団地内に建設されるということで、用地取得・住民移転はありませんということです。

それから、 の給水事業ですけれども、取水施設の事業用地としては、公道沿いの土地 がロンアン省から無償で貸与されると。浄水場の建設予定は工業団地の中にできますので、 いずれも住民移転といったものは想定されていないということでございます。

こういった確認をしたところで、環境レビュー方針としては、次のとおり考えているということですけれども、許認可につきましては、まだ未承認のEIA報告書については、承

認予定時期について確認をするということ。それから、環境チェックリストを確認するということ。それから、モニタリング計画等について確認をするということでございます。特にモニタリング結果の公開については、ベトナム国の公開範囲を確認した上で、JICAウェブサイト上でも公開することについて、実施期間と合意をするということを考えております。それから、工業団地事業による影響ですけれども、今回の場合はあくまで排水事業あるいは給電事業を受けるという事業で、それを引き受けるという事業でございますけれども、関連事業としての工業団地の建設事業の実施による影響につきましても、緩和策について確認してくるということでございます。

公害関連ですけれども、緩和策の実施につきましては現地に行って確認をするということ。それから、水質につきましても、各テナント企業から排出される排水について、企業に対するマネジメント詳細について再度確認するということ。それから、給水事業による取水先の影響及びその影響に対する緩和策について確認をするということ。それから、廃棄物につきましては、給水事業であれば浄水施設、ユーティリティ事業であれば排水処理施設の稼働に伴って発生する汚泥等の廃棄物量、それから、その処理方法について確認をしていきたいと。

こういった方針で審査に臨んでいきたいというように考えているところでございます。 私からは以上です。

高橋主査 ありがとうございました。

それから、あと何か追加のご説明は、何かありますか。

河野 そこも含めて、もし何かご質問があればという形でお願いします。

高橋主査 そうですか。じゃ、順次、質疑をしていく中で。

それでは、各委員から事前に出していただきました質問あるいはコメント、それに対する事務局からの回答ということで、それを確認していきたいと思います。

まず、追加分というのはちょっと後に、岡山委員からのは後でさせていただいて、初めのほうの分ですが、まず最初、1から3については私が出したもので、関連をするものですけれども、先ほどもご説明をいただいたところですけれども、この工業団地全体と、それから今回のユーティリティ事業との関連といいますか、他の委員からも関連質問がありますが、それについての質問あるいはコメントです。

いろいろな入居事業者があると思いますけれども、それが、ちょっと仮定の話になって 恐縮ですが、万が一、基準を超えたような廃水とか、あるいは廃棄物などを出したような 場合に、この当該ユーティリティ事業としてはどのように扱うのか。あるいは、特に廃水の受け入れの場合に、それをどのように担保するのかというのがこの1から3、全般的な質問の趣旨なんですが、これはお答えでは、それぞれちゃんと担保できると、連携できるというようなことですけれども、これは具体的には、何か文書でやりとりをするということになるんですか。

安井 それは、JICA側と現地ですか、それとも現地の中の。

高橋主査 JICA側は確認をするということでしょうが、その現地のほうで、どのような方向で今いきそうなんでしょうか。

安井 もともと、これで説明すると、この工業団地の事業主体がSPCとの間で一つ、排水事業を行うように、ここで委託する、委託契約を結ぶわけですよね。

小山 あそこに書いてありますが、ユーティリティ建設運営管理委託契約というところで、この契約ですね。この契約で工業団地から排水処理と給電のサービスをSPCのほうに委託するといった形になりまして、この中にSPCのほうで、廃水処理に関して入居企業が違反をした場合、給電なり給水なりを停止して良いという権利を契約書の中で譲渡します。

水に関しては、さっきご質問ありましたが、ここにありますベンルック給水事業というところからの購入主体は工業団地会社になります。ただ、入居企業から見てみれば、排水処理はSPC、給電はSPC、水だけこちらから来るとなるとちょっとややこしいので、窓口を一本化しようということで、このユーティリティ契約の中で給水事業の管理業務もSPCに委託されます。なので、その中でさらにSPCが、廃水処理で基準違反した場合は、工業団地が本当は契約を結んでいる水に関しても、とめて良いという契約を、規定を契約の中に盛り込むといった形になっています。

あと、SPCと入居企業の間では、ここにありますユーティリティ提供契約というのを締結しますが、この中に条件として、基準を満たすこと、もし仮に違反した場合は、警告などを発した後に状況改善がなされない場合は、ユーティリティを強制的に停止しますといった形の条項が盛り込まれるということになります。

高橋主査 先ほどのお話ですと、今既にほぼ工業団地の造成が終わった箇所と、それからまだまだの箇所もあるようですが、まだこの具体的な入居は始まっていないということですか。

安井 そうですね。例えばフーアンタンの工業団地であれば、もう入居が始まっている ところもあります。場所によっては、もう入っています。 高橋主査 すると、このユーティリティ事業はまだこれから始まるわけですから、こう いう契約などの事例はまだないというふうに理解していいのか。

安井 こまだありません。

岡山委員 すみません、確認なんです。そうすると、今回のJICAの融資は、あくまでもこのユーティリティサービスだけに対して。

安井 ということになります。

岡山委員 なので、水の供給はちょっとおいといて、排水処理と、それから給電にという、そのサービスのマネジメントに対する融資であって、その工業団地そのものの立地、 建設に対する融資ではない。

安井 それはないです。

岡山委員 それは、この工業団地開発会社、こちらの企業が融資を受けて、多分開発してつくっているということなんですね。

安井 そうです。

岡山委員 だから、工業団地そのものの建設は、今度、工業団地開発会社がやって、そこの施設が整ったところで給配電する。あと、排水処理をするところはまた別個の会社で。ここ自体は、だから、実体があるとかということではなく、サービスとして、あくまで企業としてある。

安井 そうです。ユーティリティ施設を建設して、それをオペレーションしていくと。 岡山委員 そういう話なんですね。その会社の本社はどこにあって、そこの2つの工業 団地にその支社があるというような感じなんですか。

安井 工業団地はもともと、工業団地をつくる、これを一つのなりわいにしている現地の会社があり、そこが開発するんですけれども、SPC、そのユーティリティの会社は、これから、上のほうのところで書いてありますけれども、投資家ABCというのが、一つは工業団地のデベロッパーも投資家になって、あと日本の企業Aも投資家になって、このユーティリティを建設・運営するためだけの会社をこれからつくっていくということになりますが。

岡山委員 じゃ、本社としてどことかということではなくて、例えばオフィスはそれぞれの工業団地には1個ずつ多分置くんでしょう。

安井 恐らく、この工業団地ごとに会社つくりますので、本社という意味で言うと、その工業団地のユーティリティがあるところに多分本社が置かれることになるかと思います。

岡山委員なるほど。すみません、ありがとうございます。

原嶋委員 今のに関連して、ちょっと整理していただきたいと思う。今回の融資によって直接的な影響と、それとその周辺の影響というのを、ちょっと分けて議論しないといけないと思うんですけれども。

ちょっと私、おくれて来たので、申しわけなかったんですけれども、今の話を伺っていると、今回、JICAさんがベトナム商業銀行さんを経由してSPCに融資する、ファイナンスするお金というのは、もしかすると、それ自身、そんなに直接的な影響、環境とか社会に対する影響というのはかなり限定的なのかもしれなくて、むしろ逆に、ここに今ご説明いただいた、環境レビュー方針としていただているところとか、あるいは前回4つぐらいいただいたものとかというのは、ある意味では周辺。ただ、より問題になることなので十分注意が必要ですけれども、ある意味では周辺のことで、その辺の整理をして。そこら辺の整理が、例えばガイドラインとの関係でも、今後、似たようなことが起きた場合に、何もかも全部というわけにもいかないし、どこがそのファイナンスから直接的な影響で、どこが間接的な影響で、どこまでガイドラインではカバーして、考慮しなきゃいけないかというようなところを、今伺っている限り、ちょっと何かよくわからなくて。SPCで、それがただ。要は、今回ファイナンスするものって何に使うんですか、これは。

安井 排水処理施設になります。

原嶋委員 一応そういうハードをつくるわけですか。

安井 そうです。排水処理と、あと給電施設の2つです。

河野 ガイドラインの関係でいきますと、今回のJICAの対象とする事業は、今申し上げたとおり、排水と給電と給水の事業になります。

原嶋委員 排水って、外に出す排水ですね。

河野 これに関する環境社会配慮をどうするのかというのが、このガイドラインを適用 します。工業団地については、ガイドラインの言うところの不可分一体事業ということに なります。

これは今、我々の中で考えていますのは、世界銀行のルールは余りはっきりしていないものですから、IFCの関連施設の条項を使って整理しています。どういうふうに書いてあるかといいますと、本事業と関連施設が相互に依存している場合を、その場合において関連施設、我々もそれを不可分一体とするということです。ですから、どちらか片方が必要なければ、それは不可分一体の事業と呼ばないという形の整理をしています。

工業団地について言いますと、このユーティリティ事業は必要ですし、ユーティリティ 事業も工業団地が必要です。双方に必要ですので、これは不可分一体だろうということで す。

不可分一体の場合、どう整理するかということなんですが、これは世界銀行なんかがやっている話ですけれども、あくまで適用するということではあるんですけれども、我々が言えるのは、申し入れるというところまでなんですね。ですから、強要はできないということです。あくまで工業団地が責任を持っている環境社会配慮については、JICAはちゃんとJICAのガイドラインに基づいて適切な配慮をするように申し入れるというところまでという整理をしています。

といいますのも、事業の主体が違うものですから、我々はガイドラインを適用する権限を持っていません。これは世界銀行とか、他のADBなんかも同じですけれども、あくまで関連施設不可分一体事業については、可能な限りガイドラインを遵守するように申し入れるということになります。

原嶋委員 そうなってくると、結局、今回ファイナンスによって直接的につくられるであるう排水・給水のハードと、それとは非常に近い関係にある工業団地全体の開発と、さらには、その中で個別の工場ができるという、3つのものがあるわけですね。

河野さんがおっしゃったように、給水・排水事業と工業団地自身もちょっと離れているんですよね。だから密接関係。さらに個別の工場をつくったときに、またEIAをやるということになってくると、またちょっと距離感としては非常に遠くなってくるわけですね。そうなってくると、我々が議論することの及ぶ範囲ってかなり限定するんですけれども。

逆に質問させていただくと、今回ファイナンスするSPCに対してファイナンスすることによってつくられるであろうハードウェア、ハードである給水とか排水の施設そのもののEIAはやらないんですか。

安井 それは、今回は求められていないといいますか、工業団地の中でEIAをやるとき に含まれているということで、新たにやるということは求められていないということです。

原嶋委員 むしろそこが、極端なことを言えば、その影響がネグレクティブだとか、そういうことはあるかもしれませんけれども、むしろそこをやらないということ、要は何をつくるのか。いろんなことが出ているんだけれども、このお金で何をつくるのか、よくわからない、はっきり言ってしまうとですね。例えば、ちょっとごめんなさい、簡単に言うと。それが、どういう影響がないのか、あるのか。切り離せないと言われたら、その部分、

切り離せる部分もあると思いますけれども、ちょっとそこは、いただいた資料を見ていると、何かどさっと来ているんだけど、その線引きは、ごめんなさい、全くと言っちゃ、読みぶりも十分じゃないのかもしれないけれども、ちょっと何かよくわからないんですよね。

安井 あくまで私どものお金というのは、この中に、この矢印どおりに来て、このSPC の中でとまります。それで、SPCの中で何をやるかというと、今おっしゃったところの、排水処理と給電ですね。給水ではなくて給電です。

原嶋委員 給電、電力ですね。

安井 電力ですね。電力供給と各工場から出てくる排水の処理施設だけを対象にすると。これは、もともとは、工業団地が全部やろうしていたのかもしれませんが、企業Aが日本からやってきまして、それで、おれたちはこの排水処理についてはそれなりの技術があって、技術を提供できますよと、それで、その際に事業を立ち上げて、この給水といったものを中心に処理をやらせていただきますと、そういった形でやってきて、この契約がこれから結ばれようとしているということですので。

一応、私たちの認識としては、逆に言うと、このSPCが来ないと、ちょっと言い過ぎかもしれませんけれども、結局、ベトナムの企業の中でこれを全部やられてしまうことになりますので、むしろこの企業AがSPCを立ち上げて排水事業をつくることによって、この工業団地の排水処理のクオリティというのをさらに上げることができると、そういった観点で融資を行っていきたいというのが一つの理由です。

原嶋委員 それはわかるんです。それをだから、影響評価ときちっとやられて、ポジティブだよ、こういうポジティブな影響があるんだとかね。例えば、こういう工業団地ができたベースラインはこうだけれども、実はこういうSPCにファイナンスすることによって、それがぐっと減る、汚染量が減るとか、そういう悪い面もあるとかも思うんですけれども、もしかしてね。

小山 その趣旨にお答えしますと、今回つくる施設に関してのEIAというのは、工業団地の中の一コンポーネントとして、この工業団地が造成しますというのを、工業団地がEIAを作成して申請したときに、もうそこに含まれているものです。それのスペックは…

. . .

原嶋委員 入っているのか。要は、そのガイドラインは、融資をする事業の影響という のをちゃんと調べて、ステークホルダーミーティングしたり、いろいろ議論しましょうと いうことなので、含まれているけれども、どれかわかりませんというのはちょっと何か、 ちょっとそこら辺がクリアじゃないんですよね、私の印象としてはですね。

だから、一般論としてはわかりますよ、これがあるからよくなるんですと。何かわからないわけじゃないんだけど、じゃ、どうよくなるのか、あるいは、どう悪くなるのか。そこが全く何か、ごめんなさいね。だけど、全く何か、いいんですよ、いいんですよと言われても、まあいいんでしょうけれども、何かEIAじゃないですよね、そうなってくるとね。それが、例えばこうだと。そこを調べるところがEIAであって、だから、ちょっと何か。

安井 そうですね。うまく説明できないのですが、このSPCがやろうとしている事業は、 もともと工業団地の中に含まれていたものです。その中で、要は工業団地のEIAレポート の中で、排水が環境に与える負の影響の一つの要素になるという記載があって、工業団地 は当然、それは排水処理を適切にしますという対策を出していて、その一つの対策を実施 するために、これを抜き出しているわけです。そういった意味で申し上げると、SPCがで き、排水処理事業を実施することが、既にあるEIAの中に含まれているということになる のかな。

岡山委員 言いたいことは何となくわかってきました。例えば、工業団地ですから、そこには当然、電気と水が必要で、あとは出てきたものの処理施設も必要ですねと。そういうときに当然もう、別にこのSPCがなくても、当然のように水道管をはわせてきて、当然のように電線も延ばしてきて、そういう施設はつくるんだと思うんです。そして、当然のように、その施設も本来は一つのパッケージの中に入っているんだということで、処理施設というまでも含めた全体の工業団地というパッケージのEIAが既にもうとられている。ところが、今回は少しややこしいのは、その中で、なぜか電気と排水処理だけが切り離されて、そこだけは別の会社が運営しましょうということになっているので、ということですよね。

我々としては、でも、そこだけを審議してくださいと言われてると、じゃ、そこの施設のEIAはないんですかとやっぱり質問になろうかと思うんです。

安井 結局、私たちの意識としては、こういった事業ですので、当然、ベトナム側においては、わざわざ排水処理施設だけ取り出して、もう一遍EIAをつくるといったことは義務づけられていないものです。一応、EIAは工業団地の中に含まれていますが、そういった意味で、このSPCが排水処理施設、給電施設をつくる、あるいは運営するに当たって考えられる影響ですよね、それはまさに環境レビューの方針に書いてあるとおり、しっかり見て行かなきゃいけないので、そこは確認して、審査の中でしっかりチェックしますとい

うことを考えていると。

ですから、正直申し上げて、これのためにEIAを、あるかと言われると、ないです。ただ、EIAがないからといって別に環境レビューを行わないわけではありません。そういった観点で私たちは、この事業自体はB案件だというふうに考えていますので、責任という形で、JICAとして必要になる環境レビューはしっかり行っていきたいと考えています。

原嶋委員 結論から言うと、この事業は、今おっしゃったように間接的に、ある工業団地とか、個々の工場への影響、間接的と切っても別に構わないと思うんですけれども、直接的な影響にかかわるEIAがあるかというと、何か、率直な話、はっきりしないというのが率直な印象なんですよね、今。だから、それでいいんですかって、それも、ごめんなさい。

河野 それは、ガイドライン上は問題ないです。というのは、もともとこの事業は、カテゴリBですので、必ずしも先方政府の中でEIAをしていなければ、構わないという話ですし、やっていないわけじゃなくて、工業団地の中で含まれているということです。ただ、本事業だけ取り出しているような形にはなっていないという、そういう理解です。

原嶋委員 要は、そこだけ取り出してわからないと言われてしまうと、何かあったときには、そこだけ私たちもわからないわけで、結局は結論がないような感じになっちゃうわけですよね。ごめんなさいね。

岡山委員 むしろ取り出せないほうが当たり前なんですけれども、それで先ほど言った不可分になってしまうんだと思うんです。むしろ、そこだけ取り出してそこだけという、そこだけにフォーカスするんではなくて、一体不可分なんですから、全体の給配電と処理だけではなくて、工業団地全体の影響に対してもやっぱり考えたいというのが多分こちらの気持ちではあるんですよ。

河野 そこは、あくまで我々の責任範囲というのはSPCの持っている責任範囲であって、 排水処理、給電の施設、給水の関連する環境社会配慮です。工業団地についても、不可分 一体という範囲の中で我々は何らかの申し入れは行うということになります。ですから、 ただ、工業団地に対して何らかのものを約束させることはできません。直接的な契約関係 ないので、そこは限界があります。

岡山委員 申し入れだけにとどまるということですね。

河野 ええ、そうです。

岡山委員 了解いたしました。

原嶋委員 前に進めたほうがいいかもしれませんけれども、ちょっとやっぱりその線の切り方が、こっちでは我々が直接関係するのはここまでで、こっちは、それはわかるんだけれども、そうかといって、じゃ、EIAのほうはどんぶりですよと、ごめんなさいね、そういう形になっているので、何か、そうやって分けるなら、こっちも分けておいてもらったほうが。

個人的には、その全体の話としては、排水ですから、どのくらいの規模かわかりませんけれども、一定の施設をつくる可能性があるわけですね。どういうものをイメージされているかはちょっとわかりませんけれども。ただ、それなりに、それも大した影響じゃないかもしれないけれども、一定の影響はないわけではないので。あるいは、ベトナム政府のEIAのルールによれば、それはEIAの義務がないものであれば、それはそれなりのものとして扱えばいいわけで。一応、分担を切り離していることとの整合性からいえば、EIAも、どの程度の広域にするかは別にしても、切り離して評価をしていただくことが最も望ましいという個人的な、そういう印象はするんですね。こっちは別ですけれども、こっちはどんぶりですと言われても、ごめんなさいね、そういう印象を受けるのでね。

前を進めていただいたほうがいいと思いますので、この議論はちょっとこのぐらいにしていただいて。

高橋主査 また他の質問などにも関連をする、全体と個別の話といいましょうか、そういうのは出てまいりますから、そちらのほうでもまた触れるかもしれませんので、次にいきたいと思います。

次といいましても、まさに今の話の続きのような形になるんですが、4番と5番、6番、 原嶋委員から出していただいたので。

原嶋委員 全体の流れ、特に4番については、私、事業仕分け人じゃないので、こういうことはここで申し上げることじゃないので、これはこれで私の感想としてはあるんですけれども、特に5番との関係で申し上げると、当初のいきさつとの関係で言うと、指定公害型産業を重点的に受け入れるという計画そのものはうまくいっていないということで、環境配慮型工業団地という名称をつけられることの判断基準というのをどう考えていらっしゃるのか。

これはとらえ方によっては、今はJICAさん、審査部のほうでいろいろ苦労していただいて、あらゆる事業で環境配慮はされているわけで、すべてにつけられるんであれば、もうすべて環境配慮型事業なので、やっぱり外に与える印象とかですね。何でもこういうの

がつくのであれば、虚偽表示という場合もあるので、私個人としては、こういう形で、ある種の後退をしたのであれば、こういう名称というのは避けるべきだというのはもう強く思っているんですね。あと、逆に言えば、環境配慮型というのをあえてつけるのであれば、その基準というのはどういうふうにとらえるのかというのは、少し気をつけていただいたほうがいいなと思っていて、一度これは検討いただきたいということ。

あと、当初、メッキとかその他の公害型産業を受け入れるということがかなり一つのセールスポイントだったというふうに印象を持っていますけれども、それが排除されるということではないのかもしれませんけれども、これがどういう影響をもたらすのか、ちょっと私にも定かではありませんけれども、ご検討いただきたいということが6番。

7番については、先ほどご説明ありましたけれども、その本体の事業というか、ここで言うと、SPCと工業団地とその個々の工場によるものとの、3つが少なくともあるわけですけれども、それの関係がどういう関係にあるのか。特にガイドラインの累積的な影響というのを配慮するという規定との関係で、どういう関係にあるかということについてはご検討いただきたいということで、今のご説明があったことで、対応していただければいいと思っています。

あとは、8番では、排水事業というふうになってくると、排水事業ないし工業開発ということになってくると、一応、かなり感度の高い事業なんですよね。ガイドライン上はたしか、どこかにありました……一般に影響を、いわゆるガイドラインで言うところの別紙3の、影響を及ぼしやすいセクターにかかわる事業ということなので。ごめんなさい、これは実は個別の排水施設がどういうふうになっているかちょっとわからないんですけれども、別紙3だけを読むと、排水とか上下水道ですね、下水、排水処理、電力。これは電力って、給電というのは電力、発電、ジェネレーターをつくるんですか。

小山 変電所です。

原嶋委員 変電所をつくる。発電所はどこかであって、そこを買ってくるとか。

安井 通常の家と同じですよね、はい。

原嶋委員 だから、買ったのをこういうところ、火力発電所とか、ジェネレーターその ものをつくるわけじゃないけれども、上下水道、下水には場合によってかかわる可能性が あるのかもしれないので、カテゴリー分類のBということについて、別紙3との関係では、 きちっとした説明をしておく必要があるというふうに思っているということです。

河野 これは、この別紙3における、関係すると思われるのは、今、原嶋先生がおっし

ゃったように、送配電、変電、下水のところですね。

工業開発というのは、想定されているのは、石油化学とか、鉄鋼業とか、そういったものになるんですけれども、これはもう違うということです。

原嶋委員 それは今のお話でよくわかりましたけれども、むしろSPCに焦点を当てれば、変電とか上下水道、ここで言うところの6番とか11番、ガイドラインですね。6番とか11番ですよね。だから、この辺の解釈は明確にしておいていただく必要があるんですよ。じゃないと、Bというのはおっしゃっているけれども、こっちはAに分類されると書いたんです。

河野 ただ、6番で、その送配電については、ここに書いてありますように......

原嶋委員 そうですね、はい、住民移転がないと。

河野 住民移転とか森林伐採とかあった場合ですね。

原嶋委員 11ですね。

河野 11のほうの下水については、影響を及ぼしている構成要素、重金属なんかがあれば、カテゴリAになるんですけれども、今回、重金属は処理しなくなりましたので、基本的に我々の理解ではカテゴリBという判断をしているということになります。

原嶋委員 そういうことで、そこのところが問題だということですね。重金属はなくなっちゃったというのは、個別の工場でやってくれるからという、そういう前提。

安井 まず、一次処理のところでしっかりやってもらいます。通常、二次処理のところで重金属をすべて処理するというケースは余りないようです。

原嶋委員 最初は何かそんなイメージをされていた。それを売り物にしていた。

安井 実は最初のときの説明が、恐らくPPPFS実施中という段階で行っていましたが、もう少しやっぱり現地に入って、調査を行い、事業化するに当たって、できること、できないことってだんだんわかっていきますので、その結果として、やっぱり一次処理はしっかり、重金属はそこでとめてもらわないと二次処理はしっかりできませんというところが具体的にわかってきたというところです。

原嶋委員 だったら、そういう前提になってくると、何か特に環境配慮型とうたうほど、これ、特別なことはないんじゃないかと。別に普通の工業団地と変わらないんじゃないかというふうに。

安井 ただ、ここに入ってくる、結局、この投資家である企業Aが、今回この排水処理 をするということで、工業団地の意識というのもあるかもしれませんけれども、彼らが投 資家として、この工業団地を自分たちの技術でしっかり環境を、排水処理の分野で、しっかり処理して対応していくんだという、そういった意識で、こういった案件名になっているものです。ですから、ちょっとその......

原嶋委員 これ、端的に言えばミスリードな感じがするんですけれども。ごめんなさい ね。

安井 私たちも、提案企業に対して名前がおかしいというのもなかなか言えないところ もありますし。

原嶋委員 まあ、何というか、環境型配慮という言葉……。

岡山委員 いや、それはよくわかる。企業Aも知っているんですけれども、それこそ金曜日も似たような案件ありましたしね。

下水処理だけで考えたら、実はさほど高度な技術が必要ないじゃないですか。世界一般的には既に。ここは、でも、ちょっと普通の下水処理ではなくて、やっぱり工業廃水処理プラス多分下水処理ですよね。

安井 はい、そうです。

岡山委員 ですよね。ここ自体にも下水道が来ている。

安井 当然、工業団地内のということです。

岡山委員 はい、そうです。工業団地内は下水に接続しているとか、それとも、ここで 既に下水、汚水自体も処理するんですか。

安井 ここで処理します。

岡山委員 じゃ、下水と工業廃水の混合処理を行うということですね。だから、全汚水 なんですね。

となると、やはり多分、企業Aの得意とするところの生物処理で行うんだなというふうに思うんですけれども、そうすると、先ほど言ったような、今度、化学処理が必要なものに対してはどうされるんですかと。それができないから自分でやってくださいねという、この工場のほうに、企業のほうにそれをフィードバックすると、やっぱり入れなくなってしまうところが出るんじゃないでしょうか。そういうことなんですけどね。

安井 そうですね。ただ、そこは難しいところで、結局、事業化する際にどこまでできるかといったところだと思います。

一方で、この原嶋先生からいただいている6番目のところの問いですが、確かに今回、 事業コンセプトの変更によって、以前の「公害型の工場を積極的に受け入れます」という 点を変更したということで、多分おっしゃるとおり、幾つかの入居ができない企業というのもあり得るのかなと思います。ただ、ここの影響は、さすがに私どもとして調査するのは難しいのかなと。結局、省全体の、あるいは南ベトナム全体の環境処理政策みたいなものとかかかわってきてしまって、今回の事業の関係として調査するというのはちょっと難しいのかなというのが正直なところです。

小山 一応そういった産業も受け入れられる体制を整えておくということですが、話を聞いていますと、ロンアン省等は、首相通達が出て、公害指定型産業に指定されたところは郊外に立ち退けとしており、それら産業を受け入れないとしてしまっている工業団地が今ほとんどらしいんですね。なので、もうほとんど投資環境というのが用意されていないという状況なので、今回対象とする工業団地では、きっちり環境配慮をやった上で受け入れますという形で、今整備をしているといった状況です。

岡山委員 私のほうの別添になってしまった7番が全く同じことを多分言っていて、私 も、ここは具体的にメッキ工場と書いていますけれども、原嶋先生の6番も同じなんです けれども、それは、こちらの回答のほうがやっぱり少し詳しくて、できる限り受け入れる という。これはかなり納得もできます。ただし、こういう零細な産業を受け入れることの ために、この公的なローンというんですかね、長期低金利の融資が必要でしょうという、 そういう理解でいいですかね。

安井はい。

高橋主査 ちょっと今の排水処理に関連して、もう既にやりましたけれども、2番目ですね、私の。仮に入居企業が基準を超えた廃水を出した場合にどうするのかというところで、お答えのほう、回答のほうで、「基準以上の処理水を排出しないようSPCが管理する。」ということが書かれているんですけれども、これは、先ほど契約でやるということでしたが、具体的にSPCが管理というのは、どういう形で管理が可能なんですか。

小山 ここにも記載はしていますが、基本的に、そういった重金属などを含む排水をする可能性がある企業には、一次処理の施設をきっちりつくれというのを彼らが入居するときに指導をします。EIAをそれぞれつくりますので、その作成段階からSPCがかかわって、必要な処理施設なりの投資もやってもらうということはやっていきます。

今の段階、話で出てきているのは、そういった一次処理をする場合は大体、調整槽みたいなものを各企業設置せざるを得なくなりますので、そこの水質検査というのをSPCが常時、常時といいましても1時間置きですとか、1日に何回という頻度でありますが、そこで

管理監督をしていくといった形で、今計画されています。

高橋主査 SPCが、そういう個別の企業の処理まで、常にというか、どれぐらいの間隔かは別として、監視をして、必要あれば、それに対していろいろ指導をするという。

小山 そうですね。もうそこの時点で濃度とかの違反があれば、警告なり指導改善なり をして、それが改善されなければ、操業をとめてしまうという形です。

高橋主査 ああ、そうですか。

岡山委員 逆の言い方をすると、入居のときにも綿密なこういうコンサルティングを多分されるんですよね、こういうふうにしてくださいということで。その運営のバックアップもしていくと。運営というんですかね。処理の、各企業さんが自前でやるところの処理についてもということですかね。

安井 求められれば、多分アドバイスぐらいはしていくことになるかなと思うんですけれども。

岡山委員 そういうことになるんですね。

小山 ただ、SPCとしてみれば、最終的に河川に放流する水は自分たちの責任になって しまうので、変なものを入れてもらいたくないというのはあります。なので、そういうと ころに対して指導というのは、インセンティブとしても働きます。

岡山委員 そうですね。

高橋主査 よろしいですか。

それでは、9番、10番、二宮委員の質問ですが。

二宮委員 これも今の議論とやはり関連するのですけれども、やっぱり原嶋先生がおっしゃるように、資料を見ていたり、事業全体をとらえようとするんですけれども、何となくもやっとした感じがしていて、どうしてかなというのが今のご議論でよくわかったような感じがしました。

それで、そのSPCの事業の枠の中での助言、基本的にはそうだということで、その外側に対しては申し入れをするというようなことであるわけですので、この9番に関してなんかはまさに、もう少しロンアン省全体あるいは地域の第二次産業の大規模な工場施設を誘致するときに、そこへの公害要素の集積みたいな部分に対する懸念ですので、まさにもっと外側のことということになるのかもしれません。ただ、やはりそういった面的な広がりにつながっていく可能性がありますので、まだ最初の段階、まだいろいろ手探りの段階というのがあって、その事業の範疇とか、どこまでを助言委員会で助言する対象にするかと

かいう部分も、かなり少し見えづらいところがあるのですけれども、そういった地域全体の環境状況に関する影響というものの可能性も否定できないので、そういう意味での懸念です。

回答自体はこういうことで、今の議論とあわせて聞くと理解はできます。しかしながら、こういった視点というのはやっぱり残しておく必要があるのかなというような印象を持ちながら、今伺っておりました。

それから、10番もまさにそうで、その確認をした後にどう対応するかというのは、要は、 ご回答のところでは、確認をする、検討をするというようなご回答のところが最初いただいた資料のところで多かったので、それに対する疑問だったわけですけれども。特に最初いただいた、助言及び本事業内での対応状況という資料の中の最後のほうの幾つかなんていうのは、ほとんど確認予定、検討予定というようなことになっています。

ただ、これも今、課長おっしゃったような状況を考えると、こういった回答にしかならないのかなというような感じで伺っておりましたので、それであるならば、それはそれで、そう受けとめて、懸念を表明していくというところにとどまらざるを得ないと思うんですけれども。ちょっと、もう少し全体の環境社会配慮ということを考えたときには、この辺がまた今後何か、どこまでどういうふうにスタンスを示すのかというのが、議論にしていかないといけないところかなと思いながら伺っていました。

そういう理解でよろしいんでしょうかね。

安井 そうですね。

二宮委員 確認というのは本当にもう、さらなる対応が必要なものは対応を求めると。 要するに、これ以上言えないということなんですよね。

安井 私たちが話している相手はSPCになります。ですから、SPCは私たちのローンが来る条件として、環境をしっかりしないとローン来ないよねということでインセンティブが働くんですけれども。これ、本当に極端な話ですが、では、工業団地に私たちのほうから直接話をすると、何か厄介だなこれはとかという話になる可能性があり、余りやり過ぎると今度、せっかく企業Aが入ってこようとしている、この契約自体が、何か負担感を持たれてしまい事業自体がなくなってしまう可能性があります。あくまで民民の話なので、そこが私たちとしては対応するに当って機微な部分であるという点は正直感じています。ですので、重要なところを申し入れるということは当然可能だと思いますが、それ以上のことは若干難しいかなというのは正直考えています。

小山 環境配慮型という名前に今いろいろ意見がありますが、一応、ロンアン省のほうでも、こういった形でマネジメントをきっちりやった工業団地をこれから整備していこうとかけ声かかっていまして、一応、我々もそのチャンネルでロンアン省の担当局と話をしているところです。そこに対しては、こういう形でマネジメント、しっかりとしたのをつくるから、それを伝播させてくれですとか、もしくは、取り締まりをもっと、公安を使うなり、強化してくれなり、そういう話は今までもしていますし、これからもしていこうかなと思っているので、そういったような方向からアプローチをしていくのかなというのが今のところです。

二宮委員 例えば、今、原嶋先生がおっしゃったような、つまり、公害企業を積極的に受け入れるという最初の思いが少し後退したので、そういう意味では、最初はただやりやすいところから手をつけていって、そのマネジメントの数年間で、どういうふうに難しさがあったり、どういうふうに転がっていくのかということを確認した後に、プラスアルファのサービスをつけていくということもあるのかもしれないんですけれども。もちろん、ここはここで、いったん入居してしまうと、それで場所がもう飽和してしまうのかもしれませんが、その後に積極的に公害企業を、ある程度自信をつけて受け入れてもらうというようなことに積極的につなげてもらうとか。それから給電も、環境配慮というと、そこの部分は発電して、自然エネルギーで発電してとかね、そういうのがあると環境配慮というのがイメージがわくんですけどね。

確かにそう言われると、ご懸念は非常によくわかる感じがするんです。そうすると、次に非常に、もうちょっと頑張った、しっかりしたものが出たときに、何かそこがまさに環境配慮型の工業団地。でも、名称は変わらないと、同じことをやっているんじゃないかという感じになって。

岡山委員 日本の工業団地をざっと概観すると、例えば、ここに車の企業があり、パーツ企業があり、でも、横に製薬会社がありという形で、いろいろな業種がずっと並んでいるんだよね。そこで共通するのは、どんな企業さんでも工場でも、やはり水が物すごく必要だということ、電気が必要だと。

だから、これはまず必要だというところはよくわかるんですが、もう一つ、水なんですけれども、よく言われているのが、工業団地で使う水は必ずしも別に上水じゃなくてもいいじゃないですか。

安井 中水で……。

岡山委員 中水で十分なんですよ、特にトイレや洗浄水であるとか、そんなものについては。そうすると、ここでせっかく排水処理をするので、その排水を、中水化したものを、河川放流するのではなくて、工業用水として安く提供するクローズドサーキットをどれだけ実現できるかということも見込んでいるんですかね。

安井 それは、中水利用というのは、少なくともこのSPCあるいは工業団地全体として やろうということは、今考えていません。ただ、工業団地に入っている個別の企業として、 それをやろうとしているところはあるので。

岡山委員 上水を引っ張ってくるのはもったいないなというのが少し......

安井 というところはありますけどね。

岡山委員 はい、感じますね。

安井 ただ......。

小山 現状としては、中水利用にどれだけ市場があるのかわからないですが、みんな地下水を取ってしまっているというのが今は喫緊の課題なので、地下水ではない水源をということで、横に川が流れている工業団地ですので、そちらを水源として、敷地内に浄水場をつくって給水を行おう、ということで今進んでいる案件です。

安井 また次のステップという感じですかね。

岡山委員 そうですね。かつ、せっかく排水処理をした後の中水も施設内で使えるように工夫されるほうが、そういうことがあると、何か環境配慮型なのかなというふうに感じないでもないと思います。資源利用の観点で。それはそんなに難しい話じゃないと思うんですよ、まずは。

それと、9番の二宮委員のところのやつ、私もこれは本当に重要なことだなと思うんですけれども、費用面で評価をするというのは、多分JICAさんが、こういう初めての案件に対して、これ多分、結果が出てくるのにやっぱり何年かかかるかとは思うんですけれども、ずっとモニタリングを続けていった結果、その零細な比較的公害型の企業さんであっても、このくらいの費用でこのくらいの経済活動ができて、結果として工業団地の環境インパクトはこのくらいに抑えられましたということの、まさに実証をこれからされるんだろうなと思うので、その実証事例としてきちんと評価をして、その結果は積極的にPRされるほうがいいのではないかなと思います。

安井 すみません、1点だけ。今ご指摘のあった実証事例というのは、まさに私どもも そのとおりだと思います。 ただ、先ほど中水利用の話がありましたが、もしこの事業の中で中水利用をすぐできるかというと、実を言うと、他の案件との関係もあって、若干難しいろころです。といいますのは、この事業、実を言うと、この給水事業ありますよね。これが川から水を引っ張ってきて、この工業団地とこの工業団地に上水を売るんですよね。なので、最初からこの中で中水で利用されてしまうと、この事業が破綻をしてしまうという関係にもあります。多分あり得るとすると、将来的にですが、地域の水需要がもっと大きくなってきて、工業団地の工業用水よりも地域の給水需要に対応する水を供給しなきゃいけないと、何年か先になった場合、中水を利用してくださいといった話というのはあり得るかと思いますが、当面はこの3つの事業の相互連関の関係でいくと、中水利用の本事業内での実現は難しいのかなと考えます。

岡山委員 なるほど。ちょっともったいないですね。

安井 もったいないですけれども、そこまでまだ状況が進んでいないと考えています。 高橋主査 じゃ、よろしいですか。

では、次に移りたいと思います。

11番については、これはプロジェクト、この地区の給水事業プロジェクトがなくなったということなんですね。後でちょっと関連の話で。今のこれはそれで、また後ほど。

次、原嶋委員から12番、13。

原嶋委員 13番については多分一番重要な点だと思いますけれども、これも承知しました。

14番についても結局は、工業団地のマネジメントはSPCとはいったん、別の主体なので、 要請をするベースということになるんでしょうね、今の話の流れではね。

15番については、廃棄物、水については今受け入れるということでしたけれども、各工場の廃棄物、大気は、もう各工場ということになるわけですね。結局はそういうことですよね、今の。

小山 各工場と各工業団地がやります。

原嶋委員 ということだということになってしまうわけですね。切り離すということですね。

やっぱり先ほど、ちょっと繰り返しになりますけれども、この事業で何をつくるのかということを、結局は分けていけば、各地に給水施設、排水施設と変電施設をつくるということなんだけれども、そこが峻別されていない中で議論しているので、ちょっとぼんやり

した議論になっちゃうというのが本音ですよね。何かそれで......。

二宮委員 SPCが。私も実は、この20番のところのやつはほとんど原嶋先生と同じ懸念で、ご回答もほとんど同じご回答のものがついてきているんですけれども。そうすると、やっぱりSPCが、入居工場については、要するにユーティリティの契約の中で管理していくと。そこでどういう契約が行われて、どういう入居企業に対するコントロールが行われていくかということが、やっぱりこの段階では見えないので、そうすると、それをどこまでイメージしながら助言をしたらいいかというのが、ちょっとわかりづらいところがどうしてもあることは事実ですよね。そこがうまく機能すれば、これで非常に理屈はいいと思うんですけどね。これがうまくいかなかったときに、ですので、先ほどの10番の懸念にもなるんですけれども。そうすると、それをきちっと確認した後、どう対応するかというところにどうしても、その確実なところをキャッチしたいという思いで見るものですから、こちら側とするとですね。そこが、ここから先はこうなので心配しないでという、そういうご回答になっていて、心配しなくていいんだろうかというところが心配になっちゃうということなんですね。

小山 一応、各契約でこういう条項を盛り込むというのは、タームシートといいますか、 契約のメーンポイントという形で、もう話はこちらにいただいています。我々、これから 審査へ行きますが、その中で、契約書のドラフトなりを出してもらい、そこでどういった 文言になって、明確に規定されているかとかというのを確認していく予定です。

また、我々のローン契約はJICAからベトナム商業銀行になりますが、この契約の発効条件として、SPCが締結する各種契約の中で、「こういったことが担保されていること」というのは条件づけしていこうと思っています。そういう形で今後審査を行い、我々としても、そこは確認しつつ担保していこうと思っているところであります。

原嶋委員 廃棄物の処理も受ける可能性があるということですか。

安井 それはありません。

原嶋委員 ないんでしょう。だけど、20番の答えの書き方はちょっと。

ちょっと何かこれは誤解を招く。

岡山委員 私の5番も同じで、廃棄物のことなんですけれども、もともと最初にこの案件をお聞きしたときには、廃棄物保管というのが最初入っていたんですが、それが今回外れて、ここの中では、このSPCが廃棄物の保管を行わないということで、それは各入居企業ごとで保管をするなり、処理の集荷を受けるなりということになるわけですね。

ただ、スコープ外になってしまうのかもしれないんですけれども、その廃棄物処理の最終処分までの道筋というのが一切ないので、やっぱり心配なんですね。これも一つの必要不可分な、絶対多分発生することなので、これは明らかにすること、あるいは計画をきちんと入居の際に明らかにすることとか、あとは、前のときにもたしか質問させていただいたんですが、じゃ、そもそもそれを処理するところがこの周りにあるんですかということで。いずれにしても、例えば下水処理をしたらスラッジが出てくるので、最終的には多分処分しなくてはいけないと思うんです、SPCも。なので、SPCも含めて、廃棄物の最終処分を行う場所は、近いところではここですと、遠くても安いところはここですとか、何らかのそういう、あっせんではないんですけれども、情報としてきちんと用意されて、実際にそういうものがないと、やっぱり何かトイレのないマンション状態になってしまうんじゃないかなと思います。そこが明確でないので、少し不安なところはやっぱり残ります。

原嶋委員 全体としての、今のところもそうなんですけれども、次の段階で環境レビューされる、報告書をつくられるんですよね。という形になると思うんですけれども、今のこのファイナンスが工業団地にファイナンスされるものじゃなくて、そこのSPCにファイナンスされるものだということがしっかり伝わっていないと、結局、工場から出るごみも排水も、どうするんですかという話になるわけですよ。だから、それは審査部でそういうご決定を、何か規定を出したほうがむしろ。

ごめんなさいね、実務的にどうするか、ちょっと若干問題はあると思うんですけれども、話の議論としては、例えば、岡山先生がおっしゃったように、ごみの問題とかあるけれども、それは別に副次的な問題、類似的な問題としてあるわけですけれども、少なくとも今回ファイナンスするSPCそのものからごみが出るということは、ないわけじゃないんでしょうけれども、恐らく基本的に問題になるほど出るわけじゃないわけで、そこが、環境レビューの方針をこれからどうするか、ちょっとわからないんですけれども、また環境レビューのときにそういう話が出てくるわけで、結局、それはもう各工場でお願いするしかありませんという話になるのかもしれませんけれども、ちょっと環境レビューをするときに工夫をされたほうが。何か分けないと、もう常にいっしょくたに議論されちゃいますね。

安井 私たちは、もう分けて考えています。

原嶋委員 でも、この中で、ごめんなさい、非常に伝わり方の問題だけど。

安井 すみません、多分書きぶりが曖昧になっているのかもしれませんが、まさにおっしゃったとおり、給水と、排水処理は本当に責任持って見ていきます。

原嶋委員 名前も悪いと思うんだけれども。さっきも先生が言われた、ごめんなさい、 繰り返しで。

高橋主査 いずれにしろ、前のときでもそうですけれども、本体の事業そのものと、それから、それが及ぼす、いわば不可分一体といいますかね、そういうものと、やっぱり両方、環境影響としてあるわけなんですよね。それを、このJICAの事業といいますか審査として、どういうふうに整理をするのかと。そこが結局は、我々委員側は、どうしても環境影響が出ないようにという、そういう心配といいましょうか懸念で、どちらかといいますと幅広ぎみに考えてしまうわけですね。そうなりますと、そういう不可分一体といいましょうか、副次的に影響が出そうなものについてもどうするんですかということになってしまうんですが。あくまで事務的な手続として、どこまでそれを対応するといいましょうか、審査の対象にするのかというところが、どうも事務局側あるいは委員側、委員の中でも人によってあいまいですから、どうしても広目、広目に広がっていくと、話が拡散してしまうということになるんじゃないかなと思うんですね。

河野 もう少し詳しく説明しますと、対象としては不可分一体事業も含むんですよね。 ですから当然、工業団地が責任持ってやる環境影響について我々も確認をして、必要があれば、その工業団地に対して、ちゃんとそこを守るように申し入れは行うということですね。

今回の我々の対象としている排水、給電、給水事業については、この環境レビューの2)環境チェックリストと書いてありますけれども、ここで細かいところを全部押さえていくという作業になります。今の時点でそれはないものですから、はっきりしない部分はあるんですが、この部分は切り分けて、ちゃんと我々の事業の範囲の中で、具体的には、このガイドラインの後ろのほうにリストがあるんですが、その項目をもう一度全部細かく見ていくという作業をやるということです。ですから、まるっきり我々の事業範囲がはっきりしていないわけじゃなくて、そこを集中的に見ていくということになります。

原嶋委員 先に、この次に出るでしょうけれども、そのモニタリングするというときに、給水、排水を多分、直接だから、それは十分モニタリングするんでしょうけれども、工業団地だから出るごみとか大気とか、あるいは極端なことを言えばイリーガルに排水をするとか、もしかしたら、中にはないわけじゃないでしょうし、そこまで責任を持つ気なんですか。ちょっとごめんなさい、そこを、何か誤解を招くかもしれないけれども、こちらの担当とは違うのかもしれませんけれども、何か今の話を聞いていると、いや、そこまでモ

ニタリングでカバーしますよみたいなことの勢いに感じちゃうので。

河野 審査時に確認をしますけれども、モニタリングをどこまでやるかということは、 我々の事業範囲の中でしかないということだと思います。その工業団地のところまでは、 それは我々のモニタリング対象じゃないというのが我々の理解です。

原嶋委員 それは、何かそこの線引きはクリアにしておかないと、工業団地全部に安井 さんが責任を負うように言われちゃう可能性があるんですよね。ごめんなさいね。

安井 実際にそれは不可能です。

原嶋委員 別に不可能だと思うけれども、でも、もう、何か流れとしてはそういう流れになっちゃいますよね。だから、何か工夫がね。環境レビューの段階で、これから次の段階があると思うんですけれども、そこで何か工夫をされる必要があるんじゃないですか。今の書き方を続けていくと、もう工業団地全部、我々が見ますよぐらいの勢いに感じちゃうし、そういうふうに伝わっちゃう可能性があると思うんですよね。

別にネガティブな意味で言っているわけじゃなくて、確かに何もかも責任を負えと言ったら、これはできないこともわかる。でも、ある程度経験も必要だということはわかるので、もう少しフォーカスするといいんじゃないかなと。

原嶋委員 これ、ちょっと書きかえたほうがいいんじゃないですか。ごめんなさい、もうはっきり言いますけれども。

岡山委員 逆にちょっと疑問になってしまったのが、水処理だったか、あるいは上下水道の整備に近いんですけれども、上水つくって、排水と給水して、またその処理をするという一連の水処理事業だということであれば、そのサービスはとてもわかりやすいんですけれども。給電は、実際にここが別に発電するわけではないので、ただ近くのところの集中送電線のところまでアクセスして、配電するだけですよね、要は。それは、基本的にはそれほどのサービスじゃないというか。

安井 おっしゃるとおりで、給電自体は、いわゆる変電施設の整備と、電力をEVNという電力公社から買って、変電所で適切なレベルに落とした上で給電するというものになります。それ自体、何か特別な事業ではありません。

岡山委員 そうですよね。それ自体のやっぱり環境影響というもの、それは余りという 気も。発電するんだったらともかくなんですけれども。だから何か、例えば、あいている ところに太陽光パネルをたくさんつくるとか、そういうことは考えていないんですね。

安井 今のところはありません。結局、このSPCも一定の収益性を確保しなければいけ

ないので、もし太陽光パネルするとなると、当然、工業団地に負担をお願いして、工業団地は工場に負担するとか、というところになってしまいます。そこは事業性等、いろいろ考えてやっているだろう思います。

岡山委員 なるほど。

高橋主査 よろしいですか。

それでは、時間も少したちましたし、このSPCとそれから工業団地全体との関係、大分議論が出ましたので、いったんここで少し休憩をとって、大分ヒートアップもしているかもしれない。休憩して、その後また続きをしていきたいと思います。

じゃ、10分ぐらいで、3時25分から再開ということにします。

午後3時14分 休憩

午後3時24分 再開

高橋主査 それじゃ、時間ですから、再開をしたいと思います。

それでは、続いて16番からですが、16と19、これは私の質問で、給水事業に伴う河川 取水、それによる影響ということですが、先ほどの11番では、2つ事業があるうち1つは 中止になったということでしたが、その回答のほうは、16それから19と、それから中止 になった部分と、ちょっと私も位置関係がはっきりしなくて恐縮ですが、よくわからない んですね。

というのは、EIAなんかでは、取水によって河川流量が少なくなると、海からの逆流といいましょうか、海水が上がってきて塩化の問題があるということで、それで湖からの導水をするというようなことがあって、そこの部分は事業の廃止ということでしたが、川は同じ川ですよね。

安井 同じです。

高橋主査 一方では流量は十分あって問題がないという回答もいただいているんですが、 その辺はどんなことになるでしょうか。

小山 まず、落としたほうのドゥクホア地区給水事業で予定されていた規模が60万立米パー・デイでした。今回残った方は5万立米パー・デイになります。それに対して河川の流量が、乾期で100万立米パー・デイです。ですので、4がまだ残っていたころは合計で100万分の65万立米、の使用量となります。なので、かなり影響は大きいというふうに判断をされていたのですが、60が今なくなって、100万に対して5万ですので、それであれば影響は少ないと言えるのかなというのが回答の趣旨です。

高橋主査 その1点はわかりました。

そうしますと、ただ19番では、そうは言いながらなお、事業開始後、取水影響を確認するということですが、これは、16では影響はないからというだけのご回答ですが、この辺はどういうことになりますか。

小山 整合性がとれていなかったかもしれないですが、ナンバー3のほうでは、給水をして、流量の調査というのは厳密に測定を行うかといったら、そういう計画はないのですが、リスクは小さいと見積もっています。ただ、引き続き目視をして、何らかの影響が起きているようであれば調査を行うなりして、モニタリングをしていくということでSPCのほうとの話はできています。そういった意味で、確認する予定となっていますが、あくまで目視で大体の影響を確認して、何らかの影響があれば手だてを講じていくといったような予定です。

高橋主査 この河川の上流部、あるいは場合によっては、先ほどからお話が出ている排水による影響で下流部もあるかもしれませんが、地域住民の水利用、あるいは農業などについては、確認はされているわけですか。されているというか、確認をされるような予定はあるんですか。

小山 流量に関しては、今申し上げたように余り影響が少ないというのと、取水したのが大部分、工場を通って、結局また浄水されて同じ川に戻っていくので、下流域の産業には影響は少ないだろうというような判断で今おります。目視なりで何等かの影響が確認できたときに、そういったところの影響確認もしていくことになります。

高橋主査 それでは、20番は先ほどもちょっと出ましたが、二宮委員、20番、21番あたり、何かありますか。

二宮委員 20番はもう先ほど議論になりましたので。

21番も、すべてやっぱり関連しているんですけれども、SPC側がどう入居企業・入居工場の環境管理状況をグリップするというか、そこがやはり少し不安が解消できないものですから、例えば、このようなEMSなるものを義務づけるというか、それに近いような指導をするというか、そのようなことがあると随分違うかなというようなのがあって、さまざまな製造業の製造拠点ですから、さまざまな危険物、廃棄物等を管理するわけでしょうから、それぞれの報告書の中で、そういった記述のところに、環境マネジメントや適切な配慮というような記述がありましたので、一定の規格に従ってそういうことが行われるのかというような疑問からの、こういうコメントになったわけです。

恐らく今までの議論の中で理解するとすると、それは各工業団地がどういうふうに、入居企業がどういうふうに自社の中でやるかということになるんだろうと思いますが、ちょっと今までの議論の中でも、環境配慮型の工業団地、そのマネジメントという視点から、名称からするに、中身はなかなかそうなっていないんじゃないかというような感じもありますので、例えば何か同一の規格みたいなものをSPCのほうでつくって、これに基づいてEMSをしなさいとか、極端な話、ISOの14001を認証取得しなさいとか、そういうこともあっていいのかなという感じがいたしました。

高橋主査 JICAさんのほうは何かありますか。

二宮委員 岡山先生とかは詳しいんじゃないかと思うんです。例えば、工場内で有害な廃棄物をこっそりどこかに流してしまっちゃうとかいうことは結構あっていて、国内でもそういう問題がかなりあって、そういうのって管理、監視するというのは簡単なことじゃないですよね、外側にいて。

岡山委員 ごめんなさい、私、産業廃棄物系は実は詳しくないんですけれども、でも、薬品使用に関しては、例えばPRTR法とか、管理する法律はいろいろあるはずなんですよね。あとはもう排出のときのやっぱり基準で、それについては前回のこの場でも随分議論させていただいて、少なくとも放流するときの基準は日本の基準よりもずっとベトナムは実は厳しいということで、そこに流れてこないで、固形でどこかにあるかというと、そこはやっぱり廃棄物の問題なんだと思うんですね。

安井 ええ、そうなんですね。それで、そこは非常に苦しいところで、恐らく私たちができる範囲として、排水処理と、電力に関するところはしっかり押さえようと思います。 私たちができるのは、工業団地がその他の環境社会配慮部分をしっかりできますかといったところを、しっかり確認をとるということかと考えています。

岡山委員 私、どこかでちょこっと書いてしまったような気もする。忘れちゃったんですが、もしもこの排水処理の一環として下水スラッジを脱水して、その場で焼却ということがもしあるのであれば、その焼却炉を持つというのは一つ大きくて、廃棄物についても、何かどこかに分からないところへ持っていかれるぐらいだったら、いったん灰の中に固形化してから処理をするとか、そういうことがあわせてできたら、もう少しいろいろ安心になるのかなとも思ったこともあったんですけれども。いろいろやれること……

高橋主査 今の、岡山先生、4番ですか。

岡山委員 そうかな。いや、前回だったか、今回だったか……

高橋主査 4番ですか。

岡山委員 ああ、そうですね。焼却、そうですね。今、別にそこまでスラッジ処理をする予定はないということだったと思う。

でも、すみません、ちょっと勉強不足ですけれども、おおよそ工場で何らかの重金属等が排出される場合には、固形の状態ではなくて、やはり排水にまざるんじゃないかなという気もするんですよね。なので、水をしっかり管理ができるというのは、一元的には非常に有効であるし、大事なことだと思います。

高橋主査 そんなところでよろしいですか。

二宮委員 こういうことを提案することは可能なんでしょうけれども、例えば、実際にマネジメントを統一した基準をもって導入するようなことというのは難しいことなんですか。

安井 そうです。要は、このISO14000といったような環境マネジメント基準は工業団 地側で適切に確保してくれということです。

二宮委員 例えば、ユーティリティサービスを提供する一つの契約要件の中に入れ込む というようなことができるのかとかいう。

安井 恐らくそれは工業団地の経営の考え方だと思います。要は、彼らも入居してもらわないと、この開発した収益が出ませんから、そのISO14000がいわゆるベトナム側で通常取るのは当たり前だということであれば比較的容易だと思いますけれども、そういった文化がないということになると、企業側にとっては相当負担になって入居率に影響を与えてくるので、工業団地は嫌がるのかなと。ですから、むしろISO14000という形というよりは、それにのっとるような考え方で工業団地がどういった条件をつけるかということ次第だと思います。

二宮委員 そうでしょうね。そうすると多分、個別にEMSの導入を指導して一つ一つ精査するよりは統一の規格を入れて、統一の規格を入れるならば何らかの認証も取っちゃうほうがコスト的にも楽だと思うんですよね。ただ確かに、そういうつもりがなかったところにそれをいきなりやるという判断をするのはかなり難しいと思いますが、何か……

岡山委員 一斉に管理ができればいいんですよね。

二宮委員 そうです。ただ、それが見えないので。であれば、こういうこともあるんじゃないかと思ったわけです。EMSもかなり一般的に浸透しているものなので、途上国でもかなり取得が進んできているので、まさにこの日本の企業が関与して環境配慮型をうたう

のであれば、そういうものがあると、何となく納得しやすいという感じがするんですが。

岡山委員 多分、本体企業のほうが取っていて、その自分のサプライチェーンのほうに も取るようにというのは当然のようにあるので、ここに入ってくる入居企業で、そういう 日系企業があれば、既に取っている可能性もあると思います。

ただそれを、前回のときに私も14001を義務づけたらどうですかと助言したような気もするんですけれども。すみません、ここはまたわからないんですけれども、ちょっと新しい工業団地でこの間訪問したときには、そこの団地がまさしく団地様になっていて、普通はみんなすごく独立して、めいめいにやっているので、全体としての一体感がまるでないんですけれども、そこは割と中で町内会のようにきちんと協議会をつくって、お互いの企業が何しているか、全体のことを割とよく話している企業さんがあったんですね、そういう工業団地が。そういうところですと、多分こういうユーティリティをもし管理するようなところがあれば、全体として入居のときに、どれだけの物質をどれだけ入れて、それで何をして、その結果どのようなものが出てくるかということも、先に計画で多分出させているんじゃないかなと思うので。ちょっと役所的な発想だと思うんですけれども、それを、もちろん企業のものですから、極秘事項になるんですけれども、それをきちっと逆に、この会社が秘密を保持した上で管理ができるということであるならば、そういう管理のあり方というのは非常におもしろいなとは思います。自己管理だと、やはり企業間のいろいろ情報のことありましょうから。

小山 SPCには言えますが、工業団地には、それこそ「申し入れる」ということになるうかと思います。

岡山委員 そうなんです。だから、さっき言った、その工業団地内の町内会じゃないんですけれども、多分そういうやんわりした連携が、SPCが核になってつくれると、その中でつくれるのでは。実は、そこの工業団地は全体で防災のことをやっているだけなんですけれども、それでもそういう共通で課題というものは何か話し合えるのかなと。

高橋主査 ちょっとすみませんけれども、もう一度、今、JICAのお二人でのお話を公的というか、JICAのお考えとしてまず表明していただけますか。

安井

繰り返しになりますが、水の点で言うと、しっかりとした対応をSPCに対してお願いすることは可能だと思います。ただ、恐らくおっしゃっているのはもっと全体の話ですよね。 全体の廃棄物の総量管理等の項目ということになると、先ほどの繰り返しになりますが、 工業団地に対してそういった形で申し入れを行っていくということが我々としてはできる 範囲だと考えています。希望的な観測としては、工業団地側も意識が高いので、そういっ たことについては、前向きに考えてくれる可能性が高いと見込んでいます。

高橋主査 ということですが、二宮委員、あるいは岡山委員。

二宮委員 はい、そうですね。何らかの形で、そういったSPCの役割ということになるんだろうと思うんですけれども、そのイメージとしては、何か環境配慮、あるいは資源の有効活用だとか、環境汚染の防止だとか、そういったことに関して番人的な、そういう役割を期待したいし、また、そういうところにできるだけ広げていけるように発展していっていただきたいというのがあるので、その辺の可能性とか、それから、少し広げていく意思を持ってもらうというか、そういうところは必要だろうなと思います。

恐らく企業Aなんていうのは、自社の運営の中ではかなり環境マネジメントは取り組んでおられると思いますし、ノウハウも蓄積されていると思うので、余りぎりぎりしたことではなくて非常に緩いところで、そのノウハウも提供しながら、入居企業を啓蒙していくとか、育てていくということも大事だと思うんですよね。

だから、これがうまくいけば、こういった例が他に普及していく可能性もあるので、余 り限定的にならないほうがいいなというふうな感想は持ちます。

高橋主査 それでは、次にいきたいと思いますが、22番は私のですが、これも実はEIA を見ながら、本体事業と、それに伴う影響と、ちょっと分離がしていないわけですね。本体部分については、影響は少ないというのはわかりました。じゃ、それに伴う、工業団地全体で交通量が増えるとか、そういうことについてはどうかというのは、先ほど来の話で、どこまでそういうのは確認をすべきか、あるいは言えるのかということになるかと思います。

ただ、ちょっと確認だけさせていただきたいのは、回答で、「周辺地域に影響がある場合には、工業団地会社が適切な対応をすることを申し入れることになる。」ということですが、先ほど来の話ですが、これはこういう、仮に交通渋滞が起きるとか、あるいは、何か船も大分使うような計画があるようですが、そういうので影響がもし起きそうだということになると、申し入れは可能なわけですか。

安井 工業団地も、この辺は恐らくもう検討していることかと思います。普通に考えれば。工場側も恐らく考えるでしょうし。いずれにしても、申し入れを行うということになるかと思います。

高橋主査 わかりました。

それでは、次、23、24、25、原嶋委員ですが、これはいかがでしょうか。

原嶋委員 これについては、はい。あと、25番に関連して、モニタリングは結局、SPCが行うモニタリング、扱うデータと、工業団地が扱うデータって、多分相当違うと思うんですよね。いただいている環境レビュー方針だと、かなりモニタリングの範囲を広くとらえていらっしゃるんですけれども、これはだから、誤解を招く可能性があると思うんですね。全般項目のところにもたくさんデータが載っていますけれども、そこはちょっと整理される必要があるんじゃないかと思うんです。

あと、ウェブによる情報公開を強調されていますけれども、ウェブで十分、地元の方が 理解できるかどうかはちょっと。工業団地からの情報公開とあわせて議論していただく必 要があるというように感じますので、またコメントで反映させていただきます。

以上です。

高橋主査 それでは次、二宮委員、残りありますが、26以降、いかがでしょう。

二宮委員 26番は、前回の検討のときの対応表の中に、環境悪化の状況があった場合には周辺住民との協議をするという記述があったので、あった場合というふうに限定しないで、日常的に周辺住民とのコミュニケーション、住民に限らず利害関係者とのコミュニケーションというのをとっていく、あるいは情報を公開していくということが必要だろうということでのコメントであります。それから、公開の方法についても、今のご意見のように、オンラインでということですけれども、必ずしもオンラインアクセスができる人ばかりではないでしょうから、そこいら辺のところは工夫をしていただきたいということです。

27、28もそれに関連することなのですが、27は、ただ15名ということだったので、これ、2つの村に住んでいる人が15名だけということなんですか。

安井 これは回答した人が15名でした。

二宮委員 報告書に、どういうバックグラウンドの人がいて、どういう意見を持っておられるかということは記述してあったので、ただ、それが15名ということだったので、どういうふうに15名を選定されたのかなというのが、選定された、あるいは居住者ということだったので、どの範囲の居住者かということでの質問だったんです。このご回答だと、村の居住者ということなので、2つの村で15人しか住んでいないという理解なのか。これはフーアンタンの報告書の67ページのところあたりに、ずっとそのインタビューの結果が整理してあるんですよね。

安井 このフーアンタンの工業団地ですけれども、影響を受けるエリアとしては2つの村にまたがっていて、もう既に造成がほとんど終わっていますが、そこで造成を行うに当たって影響を受け得る人たちというのが15名程度いたということです。実際、ほとんど森しかないところで、私も行ってきましたけれども、余りそもそも人がいるという感じではなくて、この対象人数だったのかと考えています。

二宮委員 これは合法で住んでいる方。

安井 合法……。

二宮委員 よくわからない。

安井 合法か非合法か、わからないですよね。

小山 いなくなっていますからね。

二宮委員 もう移転されているわけ。

小山 ひあ。土地はもう造成されてしまっていますので。

二宮委員 そうすると、この2つの村の居住者という回答の仕方がちょっと、もう少し 特定ができそうな人たちだということですよね。村の単位といったって、その広さは日本 ぐらいのイメージで考えていいわけでしょう、1つの村。

小山 そうですね。地図で見る限り、ここに名前出ているところは、2キロ四方ぐらい の広さでした。

高橋主査 これはまた確認していただくことにしますか。

二宮委員 そうですね、一応確認を。回答なさった方がここにおられないのであるならば、確認だけしていただいて。それはただの疑問だったわけですけれども、きちっとしたプロセスで移転されておられる、EIAもされているということですから、のであれば、それはいいのですが、そこら辺の記述がちょっとわかりにくかったということです。

それから28番は、これも同じように、その記述の仕方として、パブリックコンサルテーションという章立てのところに、余りそれに関係したような内容じゃなくて、騒音はこういうふうにするから大丈夫とか、そういうことがいっぱい書いてあったので、何なのかなと思ったのですが、コメントとしては、さっきの26番のところと同様に、そのパブリックコンサルをきちっとやってほしいということが趣旨ですので、そこに含めるような形で残させていただくような形に。

これはつくり方で、多分これ、ついでに、もう29番もそうなんですけれども、一番最後のところ、いただいた報告書はまだ作成途中で、いろいろ資料ができ上がっていないとい

うこともあるのかもしれないので、そこはこれから書き込んでいかれるのかなという感じ はしたんですけれども。

安井 ベトナム語の文章を英訳する際に、恐らく番号が違っちゃったのかなと。

二宮委員 なるほどね。いや、それも非常に細かいことで申しわけなかったんですが、ただ、これ整合性は、一、二時間ざっと見ればできる話なので、一応、こういう場で見る資料なので、わかりやすいほうがいいかなと思って、余計なことですけれども書いただけなので、29番はもう、そういうことで結構です。以上です。

高橋主査 それで、あと岡山委員、既に議論といいますか、出たところもありますけれ ども、残りで、いかがでしょうか。

岡山委員 特にないです。しかも、おっしゃってくださったように、5番とか7番とかは 他の先生方とほとんど同じことを言っているところがありますので、特に追加では質問・ コメントはないです。

そうですね、最後、じゃ、ちょっとだけ。この間の全体会合でも少し話題になったんですけれども、一番最後の8番だけ、もし違反があったとき。

違反というか、多分これは、やっぱりお願いだと思うんですよ。だから、特に今回の事業の中では排気とか廃棄物とかいろいろあるんですけれども、その中でも排水だけに特化して、ただし、そこだけはきっちりやりましょうと。そういう中で、排水については逆に、私はそれなりに厳しい基準を設けていいと思っています。それを、そういうルールを設けて入居してもらっているんですが、そのルール違反があったときにどうしましょうといったときに、前のご説明でもあったように、ユーティリティをとめると。今回に関しては、水をとめることはできなくなりましたけれども、電気をとめる。あるいは、とめることができないわけじゃなくて、もう一つの管理会社、開発会社のほうにもっと共同して、水をとめることも可能であるというご説明でした。

ただ、それをやってしまうと、企業的には生産活動ができなくなるわけですから、かなり契約上問題にならないかなという気がするんですね。そこはだから、「訴訟問題には発展しにくいものと考えられる。」と書かれているけれども、大丈夫ですか。

小山 訴訟になっても、適切に手続とってやれば工業団地側が勝つものだと思われます 契約上の合意ですから。逆に、それを緩めてしまうと、管理面が脆弱になるという感じが してしまいます。そうした管理・遵守体制を約束して入ってきてもらうわけなので、企業 側が頑固だとしたら訴訟になるかもしれませんが、そこはしっかり積極的に対応できるか と思います。

高橋主査 他はいかがですか。

岡山委員 他はいいです。ありがとうございました。

高橋主査 それでは、一通り、各委員から出されました質問・コメントに対して議論したわけですが、それでは、最終的に、この助言委員会としてのコメント、助言ですね、残すものをこれから取捨選択していきたいと思います。

原嶋委員 ちょっと1つだけお聞きしたいんですけれども、この次の段階で環境レビューという、また議論されるんでしょう。結局、今、今回いただいているEIAの報告書はもうほとんど作成済みなわけですよね、現地のほうで。行政的な手続も進んでいて、4カ所か5カ所でしょうけれども、これで我々が、例えば一定のいろんなことを申し上げる。それをご検討いただくということはありがたいことですけれども、それが次はどういう形でアウトプットがあって、それは現地とのコンサルテーションもあるでしょうけれども、どういう形を。また同じように、言い方は悪いんですけれども、どさっと、4つありますとか、それを何らかリバイスしてくるのか。それ、どういう形を考えていらっしゃいますか。

安井 今回いただいた助言に基づいて審査することになります。審査の中で、モニタリングであれば、先方のSPCの間、または事業会社との間で審査の結果として合意をすることになります。その中で、こういったことについてはモニタリングをして報告してくださいという形で、定期的に報告を求めるということになってくるということになります。

原嶋委員 あれ、環境レビューの審査がまたどこかでやるんですよね。それ、やるかやらないか、まだわからないのか。それ、必要だけれども。

河野 いえ、これ自体がまさに環境レビューのワーキンググループです。

原嶋委員 ああ、そういうことになる。これ一応は、助言委員会の手続としては、これがいったん区切りになるんですか。

河野 そうです。今後審査を行った後に、住民に対してどういうふうな対応をしたかということは、契約を結んだ後にまたご報告するという段取りになります。

原嶋委員わかりました、すみません。

高橋主査 それでは、この環境レビュー方針に対する助言を確定していきたいと思います。

順番にいきますが、まず1から3は私の提出したものですが、これは、基本的には3番の部分ですね、これにまとめるということで対応してもらえればよろしいかと思います。

原嶋委員 4番は削除でいいです。

高橋主査 4番削除でいいですか。

安井 3番については、多分意見の相違があるかと。排水処理と廃棄物とありますが、 事業で対応できるのは排水処理となります。

高橋主査 ああ、そうですね。じゃ、廃棄物はちょっとやめましょうか。とりあえず、後でまた他の委員からも関連で出るかもしれませんから、基本的には廃水ということで、はい。

原嶋委員 5番は残していただきたいと思っているんですけれども。後からまたご意見があればあれですが。

高橋主査 じゃ次、5番は、これは……

原嶋委員 残していただきたいと思っています。またご意見があれば、ちょっと後で伺います。

あと、6番はどうしますかね。これ、岡山先生、どうしましょうか。

岡山委員 そうですね、はい。私と一緒に残せていただけたらと思います。

原嶋委員 「明らかにすること」で。ただ、明らか、それ、書き方はまたちょっと、どういうことが実現可能なのか。

岡山委員 例えば7のほう、私のほうの、すみません、7番の回答のほうを使うといいのかなと思うんですが......。

これ、入居料の話とちょっと、かなり密接にかかわってしまうんですけれども、分けたほうがいいかな。ちょっとすみません、今言ったほうがいいか。ごめんなさい。

高橋主査 時間かかるようであれば、またメールで追加で。

岡山委員後から。すみません、はい。

安井 ただ、6番、先ほど申し上げたんですけれども、これ、6番の問いって、我々、答えられるのかなという感じがしているんですけれども。

岡山委員 そうですね。この工業団地の、ここの7番のところの回答の一番最後の文章は、「本事業の対象となる工業団地は、係る」という、このような零細な「企業を、環境関連法規制」、法制度かな、法規制あるいは「工業団地内の規定を遵守することを条件に」受け入れ可能とする。これは、工業団地自体の決定事項なんですよね。

安井 そうです。

岡山委員 でも、これはひょっとして、先ほどの3番のように、あくまで水だけという

話に。じゃないですよね。入居条件。

安井 これは、工業団地との間ではすべてということですね。

岡山委員 これ、入居というか、分譲ですか、レンタルなんですか。

安井 基本的には入居と考えていただいて。

岡山委員 レンタル。

安井 レンタルですね。土地のレンタルで、はい。

岡山委員 なので、じゃ、レンタルしたいですという申し入れがあって、どうぞと言う 人はさっきの開発会社のほうですか。

安井 どうぞと言う人は開発会社の人です。

岡山委員だから、これはむしろ開発会社マターなんですね。

安井 というのもありますし、最初の2行目の話というのは開発会社マターをさらに飛び越えてしまう話なのかなと思ったので、そう思いました。

岡山委員 そうですよね。本来は、裾野産業の多くも入居できるよう、入居料は可能な限り低く抑えられることが望まれるとか言いたいところなんですけれども、もう完全に開発会社マターになってくるのかな。多少かかわる話ですよね。

安井 SPC側としては入居企業を受け入れるときに、自分たちが深くかかわりますから、 そのときに意見は言えますという形にはなっています。

岡山委員 そうですね。メッキ工場もそうなんです。なので……

原嶋委員 具体的に、こういった公害型産業に便宜を図るという言い方はちょっと語弊がありますけれども、積極的に受け入れるという意思はおありなんですか、工業団地側で、現実の問題として。余りないんですか、現実の問題として。特段ない。

安井 他の工業団地はどちらかというと、もうそれらの産業は受入れませんという話なんですけれども、ここの工業団地は施設整備・管理をしっかりしてくれれば、入ってきても構わない。

原嶋委員 そういう意味では、その事業コンセプトの変更によって、当初入居を想定していたメッキ工場、染色工場など公害型工場の入居が困難になったということをかんがみると、こういった公害型企業が入居できるように、積極的に働きかけるなりしていただくということぐらいはお願いしておく、お願いしておいてもいい範囲かなと。それを、そうしろとまで申し上げると、それは事業主体が違うということになってきますけどね。そういうことは、一つの助言としての水準としては、そこくらいまでは最低限としては入れて

いただいていいし、それ以上、どのぐらい入れるかですねと。

岡山委員 困難になったわけではないんですね。ですよね。

小山 それだけを重点的に受け入れるということではなくなったと。

原嶋委員 表現をちょっと直してください。

岡山委員 なので、すみません、やっぱり、メッキだけじゃないんですけれども、いわゆる公害型の裾野産業が入居できるよう、入居料に関しては、できる限り低く抑える努力をすること。それとは一方に、多分、あめとむちじゃないんですけれども。

これについても、多分こちらとあちらの開発会社との合意が必要になるんですよね。 安井 そうです。

岡山委員 だから、それの合意をする際に、こちらとしてはそういう努力をしてくださ いということですね。

安井 合意というのは、私たちですか、SPCと。

岡山委員 SPCが、ですよね。

安井 入居料の設定自体は、SPCは余り関与しないと。

岡山委員 しないんですけれども。

岡山委員 でも、多分そことはちょっと別項立てにしたほうがいいのかもしれないんですけれども、ただし、本事業、入居する企業については、関連法及び法規制及び工業団地からの規定を遵守することを条件とすること、ですね。これでどうでしょうか。

原嶋委員 厳しいです。

安井 料金の設定について工夫すること。

原嶋委員 厳し過ぎる。

岡山委員 そうか。

安井 入居するときに……。

岡山委員 入居するときって、「変更によって」は要らないと、あるのかな。

安井 逆に本当は高い料金取りたいんでしょうからね。

岡山委員 そうだと思うんですよ。「当初入居を予定した」も要らないですね。

安井 入居料を極端に高くしないこととか、そんな感じになる。実態としてはそういう ことなんですけどね。

岡山委員 「工夫すること」と書いてくださったので、これ、いい言い回しかなと思い

ます。いかがでしょう。

あとは、条件とするのは、それはどうも決定的に、ほとんどそうなっているらしいということはわかるんですが、入居の条件とするとともに、むしろ、廃棄物・廃水処理に 廃棄物を書かなくていいです、すみません。特に廃水処理に、廃水に関する、工業廃水かな、に関する……要は、どう上手にそこで一次処理をしてもらうかとか、そういうことは支援をしてほしいなと思う。このあなたたちの事業は基準をクリアするために、こういう多分施設や技術が必要ですよということを、入居のときにコンサルテーションしてあげてほしいという意味です。

安井 特に工業廃水に関する、入居企業に対するアドバイス、助言なり。

岡山委員 基準、そう、アドバイスとか支援とか、そうですね。

安井 特に入居企業に対する工業廃水処理に係る助言等を行う。コンサルテーション。 岡山委員 そうですね。

小山 コンサルテーションを行うと。関するコンサルテーション。

安井 基準なんですかね。

岡山委員 基準。上を、その基準を一つの条件にするのであれば、それをクリアするためのアドバイス、支援。入居の条件にはしますけれども、それをどうしたらクリアできますかということも、あわせて相談に乗ってあげてください。

安井 コンサルテーションを行うこと。実施すること。

岡山委員 すみません、上の、特に要らないですね。

高橋主査 とりあえず、こういうことでいいですか。

岡山委員 これでいいですか、はい。

原嶋委員 これは誰に対する。

岡山委員 本当は、そうなんですよね、すみません、行う......

安井 その1行目は工業団地で、2行目は、2行目の途中までも工業団地、最後はSPC。

岡山委員でも、入居のときのことを言っているので、一義的には多分開発会社ですが、SPCにも深くかかわることなので、このくらい、このことを実は両会社で努力していただけると。

河野 工業団地については、申し入れることになります。

岡山委員 申し入れることですね。

河野 SPCについては、SPCは、権限を持っている、責任を持っている排水については、

JICAから何らかの依頼をすることはできると思いますけれども、それを超える部分については、やはり申し入れることになります。

岡山委員 そうですね、だから、入居されたとき、申し入れることですね。行うことを申し入れることですか。そうだと思います。廃水に関してだけは、設定基準を設けることというのはできると思います。

高橋主査 これもSPCに申し入れるというのが正しいかですけれどもね。正しいかですが、コンサルテーションを申し入れるのはわかる。工業団地の規定を遵守することを入居の条件とするのも申し入れるというふうに、この文章だと、何かそうとも読めるんですが、そこはどうなんですか。

岡山委員 JICAからSPCに、SPCが開発会社と話し合ってくださいねというのを申し入れるんですよね。何か一段階超えてしまいます。

河野 そもそも入居の条件というのは、工業団地が持っているわけではないでしょうか。 岡山委員 工業団地ですよね。入居の条件とすることを工業団地に申し入れるとともに、 ですか。

河野 そうですね。

岡山委員 下側が、少なくとも排水基準に関することなので、SPCに申し上げればいいんですよね。

河野 そうですね。結構ですね。

岡山委員 ありがとうございます。

高橋主査 じゃ、また、もう少し細かいことは後ほど、必要があればメール審議で修正すると。

原嶋委員 7、8は削除でいいです。

高橋主査 7と8は削除ですか。9、10はいかがでしょう。

二宮委員 9は残してください。10は削除で。

高橋主査 10は削除でいいですか。

二宮委員 はい。

高橋主査 11は削除で結構です。 12は。

原嶋委員 12は削除。13は、とりあえずちょっと残してください。ちょっと似たようなところが他にも。

高橋主査 これも後でまたご相談しますが、先ほどの残した3番ともちょっと関連をし

ますので、そこはまた少しご相談しましょう。14は、いかがですか。

原嶋委員 14はいいです。14、15はいいです。とりあえず削除。

高橋主査 削除でいいですか。私は、16は削除で結構です。

17と18は、これは一緒にしたいと思いますが、ちょっと確認なんですが、先ほど確認をし忘れました。18のほうは、これは給水事業は行わないことになったんでしたっけ。

安井 給水事業は、ベンルック地区は行います。ただ、企業B......

高橋主査 18のほうは企業B。

安井 18は企業Bなんです。そうです、18は、ですから行わないことに。

高橋主査 これは行わないんですね。ただ、回答のほうでは何か、その残土を指定業者 に云々とあるけれども、これは、じゃ、そもそもないということでよろしいですか。そう ですか、わかりました。

そしたら、17は残して、18は削除ということで。

それから、19は一応残していただくということで。

安井 19は企業Bなので。

高橋主査 これは、特に企業Bということではなくて、ベンルックと両方。

安井 ああ、兼ねてですね。

高橋主査 その括弧の中の、それの引用はもうなくしてください。

安井 19番なんですけれども、使う水の量が結構少ないので。

高橋主査 だから、確認をして、少ないと言うから問題ないというなら、それはそれでいんですが、ご回答のほうでも、事業開始後、また水位を、目視にしろ、影響を確認するというのがありますから、一応残していただければと思いますが。

20番は、いかがでしょう。

二宮委員 20は21と同じ問題意識ですが、20番は、今日の議論で状況が大体わかりましたので、その問題意識も含めて、SPCに少し頑張って環境マネジメント的な視点も今後入れるように検討してもらうという、そういうような意味合いの助言として残したいなと思っています。ですから、形としては、20はもう消す形で、21を少し文言を変えて残すというふうにしてください。

高橋主査 その文言は後ほどということ。あるいは、これを今ここですぐに変えられますか。

二宮委員 そうですね、ちょっと考えさせてください。

岡山委員 すみません、そこで加えて、私のほうでも同じようなことを問題意識持っていたんですが、この入居者の産廃についてはちょっと横に置いとくにしても、排水処理場から出てくる恐らく下水汚泥の処理については最終処分地を確認することとか、やっていただけるでしょうか。

二宮委員 20番ですか。

岡山委員 はい、20番に付随するとは。というか、別になりますけれども。

二宮委員 そうですね。そういう形で残れば、そのほうがいいと思います。

岡山委員 排水処理事業から発生する汚泥の処理と最終処分に関して確認すること。

高橋主査 よろしいですか。

22番は、これは削除で結構です。

原嶋委員 23、24は削除。

25に関して、ちょっと補足で質問ですけれども、このA4の大きな環境レビュー方針の中で、モニタリングの項目として、供用開始後の騒音・大気質・水質・廃棄物等についてモニタリングするということで、全般事項としてあるんですけれども、これは、SPCが本当にそこまですることですか。

小山 工業団地がEIAの中でモニタリングの計画は立てています。

原嶋委員 要は、その書き方はちょっと誤解を招くんですけれども、そうすると、25番では一応、ちょっといいですか、申し上げますけれども、言葉はまたあれですけれども、SPCが実施するモニタリングの具体的な項目及び情報公開の方法について確認をしていただくということですね。その際に、情報公開においては、一般現地ステークホルダーにとってアクセス可能な方法をとることと。とりあえずアクセス可能な方法をとること。ウェブがいいのか、ちょっとわかりませんけれども。

岡山委員 これは回答のほうを使ったらどうですか。「排水に係るモニタリング結果をSPCのウェブページなどで公開するなど、積極的な情報開示を行うこと」と。

原嶋委員 ウェブがいいのかどうかということと、あと、ちょっとSPC、モニタリング は多分工業団地もそれなりにやることはあると思うんですけれども、SPCとモニタリング 団地のそのコラボレーションが何かあるんだと思うんですけれども、そこはまだ決まって はいないと思う。

岡山委員 「工業団地との連携を申し入れること」とかですか。

原嶋委員 適宜直してください。一応、私の最低限の趣旨はそういうことです。

岡山委員 「と連携したモニタリングの実施も検討すること」とか「申し入れること」 とか。

原嶋委員 多分、結果的にはそうなります。

岡山委員 はい。

原嶋委員ところで、SPCって何の略ですか。

安井 Special Purpose Company、特別目的会社。

原嶋委員 特別目的会社。

安井 事業会社。

岡山委員 略語いっぱい出てくるから、今。ありがとうございます。

原嶋委員 SPCだけだと非効率だね、現実の問題としては。

小山「工業団地と連携した方法を提案すること」でよろしいですか。

岡山委員 うん、提案すること。

高橋主査 じゃ、ここはよろしいですか。

岡山委員 はい、と思います。

高橋主査 26、二宮委員。

二宮委員 26は残してください。ちょっと今いいですか。多分、今の原嶋先生の25番と少し意味合いがかぶるところがあるので、不要なところを削って、主語は多分、だからこれも「SPCは」だと思うんですよね。「下流域で居住・就労する利害関係者と」で、その後、「限定せず」まで消して、「平素より事業の影響について定期的にコミュニケーションを図り必要な情報を共有するよう努めること」ぐらいではどうでしょうか。あとは消してもらって。公開云々は多分上でも言えていると思いますので。

それ以降、27、28、29は消していただいて結構です。

高橋主査 岡山委員はいかがですか。

岡山委員 もう結構です、すみません、入れていただいたので。ありがとうございました。

高橋主査 よろしいですか。

岡山委員 はい。

高橋主査 そうしますと、一応どれを残すかというのは出たんですが、ちょっと先ほど コメントしました13番ですね。原嶋委員の13番と、それから私のほうで残した3番と、内容的には多分同じことだろうと思いますので。

原嶋委員 適宜調整してください。

高橋主査 13番を残して......

原嶋委員 結構です。いや、ごめんなさい、私が。

高橋主査 原嶋委員の13番を残していただければと思うんですが。

原嶋委員 どちらでもいい。私はどちらでも、ごめんなさい、ちょっと私は。

高橋主査 ここで「明らかにすること」と言った場合に、明らかにするのは、誰が明らかにすることになるんでしたっけ。

原嶋委員 一応JICAにお願いしたいということですね。

高橋主査 JICAということでよろしいんですかね。

原嶋委員 JICAのほうが。一応、相手方はJICAさんです、この文章では。

確認、13番は私ので、3番で結構言っていると思う。ごめんなさい、ちょっと私の。

高橋主査 だから、13は、これで私のと一応統合した形で13番を残すということで結構なんですが、JICAのほうで、こういう「明らかにすること」ということで受けられるのであれば、それで構いません。

原嶋委員 「確認すること」ぐらい。

安井 要は、この契約をどう組んでいくかということです。それをしっかり確認してくると。

原嶋委員 多分、実際にSPCのほうがどういう運用するかということですよね。

安井 そうですね、はい。

原嶋委員 ある種サンクションとして。

岡山委員 ここの回答にある、まず基準をちゃんと示して、それに違反をしたらとめますよということで、それが入居のときの規定ですよと、ここに3つの文章でそう書かれているんですが、これ自体がもう既にこういう方針で決まっているのだったら、こういう規約についてきちんと確認することとか、そういうことでいいんじゃないかなと思います。さっきのとちょっと似たような感じ。

高橋主査 私ども、事前のものは報告書レベルなので、回答で一応明らかになりましたけれども、どこのものを基準にしてコメントなりすればいいのかというところはありますよね。

岡山委員 こういう内容がきっと入ってくるんだろうとこちらとしては想定しつつ、こ のことをもう少し明らかにしておいてくださいとかということだと思います。 あとは、こちらの13番の最後の文章なんですが、ここについては、重金属等を排出する可能性のある企業に関しては、モニタリングと水槽の義務づけとSPCの監理という基準ということが書かれていて、これは確認するというふうにあるので、あわせてこれも別項に設けて、「確認すること」とかにしてはどうですかね。モニタリングのことを。

安井 どこをごらんに。

岡山委員 ごめんなさい、13番の回答です。

安井 13番の、一番回答の下のほうですね。

岡山委員 はい、そうなんです。

安井 これを質問のほうに持ってくるというか、コメントのほうに持ってくるということですね。

小山 これ、ここで言って確認することというのは、SPCが、各企業がちゃんと基準を満たしていますねというのを確認するという仕組みになっていますということ。

岡山委員 こういう仕組みになって、SPCは監理・指導しますということです。

小山 そうです、はい。「を確認する」と。

安井 「を確認する」か。

岡山委員 この内容はそれでいいと思うので。

安井 それは分けたほうがいいです。

岡山委員 分けたほうがいいですよね。別の、別項のほうがいいですよね、きっと。

高橋主査 これは、助言としては別の項目ということにしましょうか。

他にはいかがですか。全体を通して、委員の側からも、あるいはJICAさんの側からでも結構ですけれども。

河野 我々のほうで、上から全部一つ一つ拝見させて頂きます。

安井 5番は、同様に検討をさせていただければと思いますが。

原嶋委員 誤解を招くんじゃないの。ちょっと失礼な言い方をすると、そんなに環境配慮型をうたうほど。前のコンセプトはわからないわけじゃないんです。ごめんなさいね、ちょっと何か繰り返しになって申しわけないんですけれども、ちょっとこれだけ変わってくると、むしろそっちのほうが何か誤解を招いて。それ、手続的にそういうことは不可能だと、そういうことはあるのかもしれないんですけれども。

高橋主査 別に原嶋委員を応援ということじゃないですけれども、当初の事業から変わったからこそ、カテゴリーもBになったりしているわけですよね。だから本当は、流れは

あったとしても、別の事業と言えなくもないわけですから。それなのに名前だけこだわって、ずっと同じというところが多分ひっかかるところがあるんじゃないかと思うんですよね。

原嶋委員 それと、誤解を与えやすい言葉ですよね。ちょっと言い方はよくないけれど も、どうにでも使えますしね。

安井 環境ユーティリティぐらいは書いても。ちょっとこれはあれですね。

原嶋委員 絶対ということじゃないので、ご検討いただいて、できないということであれば、それはそれであれですけれども。

高橋主査 そしたら、削除ということ......

原嶋委員 いずれにしても、ご検討はしてくださいということなので、それは検討してもリジェクトということもあるので、それ自身を別にこちらが強制することじゃないんですけれども。やっぱりちょっと、これだけ事業の内容が変わってくると、環境配慮型って、もう審査部は一生懸命たくさん環境配慮をやっているから、全部につくわけね、こうなってくるとね。いや、ちょっとやっぱり。

小山 いや、多分、提案してきている企業としては、ベトナムの中で......

原嶋委員 そこの折り合いもあるんでしょう。

小山 エコフレンドリー・インダストリアルパークというふうに向こうのほうで呼んでいます。ベトナム語ですけれども。それをそのまま訳して、こういうふうに提案してきているんだと思います。

原嶋委員 例えばJICAさんの業績だったり実績として、いろいろと出てくるわけでしょう、こういう名前のところにね。だから、そういうときに、ちょっと失礼だけれども、特別配慮している工場だって。今どき外国の資本で、資金で、いくら途上国といえども、今どき、ある程度排水処理したりするのは普通で、特に現地の工場が現地のファンドでやっているときは不備が多いことはわかりますけれども、そんなことじゃないんじゃないかなというのが率直なところですよね。申しわけない。

だから、一応ご検討いただくということで。現地の民間のほうがどういうふうに使うかというのは、これ、あれでしょうけれども、あと手続的に何かいろいろ、それこそ事務資料とかいろいろあるんでしょうけれども、そういうところでいろいろ齟齬があって難しいということであれば、それはそれでまた別の配慮は必要なんでしょうけれども。やっぱり相当コンセプトは、今、高橋先生がおっしゃったように、下水処理場をつくると言ってお

いて変電所をつくるぐらいな話だから、ちょっと極端な話、やっぱり考えていただきたい と思っています。

高橋主査 一応、委員から一種の疑問があったということを表明させていただくということで、結果についてはJICAさんにお任せするということでよろしいですね。

次は、よろしいですか。

安井 6、7はいいと思いますが、9が若干、要は、先ほども申し上げましたが、ちょっと難しい。先ほど、実証事例か、そうか、少し言葉を変えるとかとおっしゃっていたんですね、たしかね。

岡山委員 そうですね。ここを、先ほどの議論でちょっと私も、「評価する」でわかるんですけれども、もう少し言えば、この費用対効果を明らかにすることで、簡単に言えば費用対効果なんですけれども、実証事例とする、実証事例として費用対効果を常に明らかにすることと。

ただ、それって多分、すみません、そのときも言いましたけれども、割と数年後の話になってくるので、そうなるといいなという、その期待です。

安井 ユーティリティ事業を提供することにより、その発生する便益と費用面を総合的 に評価し、というか。でも、評価するのも将来的にということですよね。

二宮委員 そうですね、ここはもう、評価を今すぐするということじゃなくて、そういう視点はやっぱり持つということが大事だと。だから、これ主語は多分行政だと思うんですよね。中央政府なのか、地方政府なのか、わかりませんけれども。

安井 ただ、ナンバー9は、工業団地に許可する電気の云々、ユーティリティ事業を提供することによって生ずる費用も含めて、将来的に総合的に評価して、実証案件となることが期待されるとか、そんな感じですか。それだと弱いですか。

岡山委員 本事業の費用対便益について検証し、実証事例として評価することとか、報告することとかですね。公表することか。

ただ、これは、すみません、私の個人的な意図としては、むしろこのくらいのお金でこのくらいの環境管理ができるということを、ベトナムで、ということを、願わくは成功事例としてちゃんとアピールできたらいいなと思う。そういうつもりなんですけれども。

私の中では、ほとんど排水処理事業なんですけどね、これ。すみません。

|河野|| これはどなたが、だれが検証し公表するということでしょうか。

岡山委員 JICAが。事業評価ですね、簡単に言えば。

小山 その「のみならず」は要らないですかね。

岡山委員 その前は要らないかもしれないです。本事業と言ったところで全部。事業評価、そうですね。

安井 実証事例として公表すること。公表なんですかね。

岡山委員 ごめんなさい、どっちかというと、本事業の費用対便益を検証して、実証...

. . .

安井 「報告する」とか。

岡山委員 すみません、実証事例なんて言わなくていいんですよね。検証し、事業評価 を行うこと。

二宮委員 これはJICAがやるんですか。

岡山委員 うん、事業評価……。

二宮委員 事後評価というのは基本的にするんでしょう。

岡山委員 自己評価です。

河野 やりますけれども。安井課長、これは民間で行いますか。

安井 一応事後評価はやりますよ。

二宮委員 別に言わなくてもやるんですよね。

河野 そうです。ソブリンはやりますね。

安井 ただ、その観点が、そういったものが入ってくるかどうかというのは、という部分ですよね、きっと。本事業の費用対便益。

二宮委員 私は、最初の意図は、やっぱりもちろんユーティリティを入れて、それ単体で見るといいんですけれども、当然、集積があるわけですから、一定の製造拠点が集積するわけですから、その先どういうふうに展開していくかというのがなかなか見えづらいので、それはやっぱり行政の視点で、ロンアン省なのか、ベトナム政府なのか、わかりませんけれども。

岡山委員 これは、事業評価ですけれども、工業団地全体の評価ということですね。

二宮委員 そうです、そうです。ですから主語は、私は、JICAという意味ではなくて、そういうような視点が大事だと。ユーティリティは提供するんだけれども、ユーティリティを提供するという事業に対して支援するんだけれども、だから、これは環境にいいんだから、がんがんやってもいいんだよという話じゃなくて、ユーティリティの提供でカバーし切れる部分とし切れない部分は検証しながらやっていかなきゃいけないので、やっぱり

それは現地国政府が責任を持って、地域経済が活性していく、そのネガティブな効果という。集積の効果のほうがもちろん大きいと思うんですけれども、途上国ですから、しかし、そういう集積ゆえに、さまざまな環境面でのマイナスの影響が、日本でもそうですし、先進国でも起きていますから、これはね。そういう視点を持って国家運営なり地方行政の運営をしていく必要があるということは、どこかで一言。

高橋主査 だから、これ、二宮委員の視点と岡山委員の視点、まるで逆ですよね。逆と言うと……。

岡山委員 そうでもないですよ。私は......

二宮委員 ミクロとマクロという感じかもしれません。

岡山委員 今は、すみません、事業の評価もちゃんとすべきであるというのもあるのですけれども、もちろんあわせて、これ、誰にどう言うのかがちょっと難しくなると思うんですけれども、二宮委員が書かれたように、また工業集積にどういう、今後、だから工業団地ですから、工業集積が起こることで生じる費用対便益。環境も含めるんですかね。

原嶋委員 これは工業団地全体をターゲットにするの。

岡山委員 多分そういう話だと思います。

安井 工業集積というよりは工業団地ということですね。

岡山委員 工業団地ですね、すみません。工業団地の。

原嶋委員 結構大変な作業だね。というか、JICAの事業評価との、またスコープが全 然違いますよ。

岡山委員 そうです。だから、これは誰が誰に言うのかがちょっと微妙なので、それで あれば、誰がだ誰にというのを書いたほうがいいと。

河野 国に対する事業であれば、その国のカウンターパートから関係の機関に対して申し入れるということは過去やったことあるんですけれども、今回、民間の事業なので、それが政府になると、直接的には、コネクションがあるのかないのかというのはちょっとわかりません。政府に対しても言えるものですか。

安井 多分言えると思いますが、実際は恐らくできないので、JICAのほうでサポート するようなことになるかなという気がします。

河野 それはJICAから直接国に対して申し入れるという話なんですか。

安井 いや、国じゃなくて、多分ロンアン省。

河野 省に対してですか。事業会社からでなくてですね。

安井 事業会社から言ってもいいですけれども、JICAから言ってもいいかもしれません。

河野 そういう関係があるのであれば。

安井 このロンアン省とは、割合その省とはいろいろ話をしているので。ただ、一般的には、河野が言ったとおり、民民だと、余り政府関与しないケースもあるので、特に難しいこともあるかと思います。

岡山委員 工業団地の何か費用対便益を含めた総合的評価をロンアン省が行うといいなと。

安井 いわゆる工業団地と、今回のユーティリティが加わった工業団地という意味ですよね。

岡山委員 そうです、全体ですよね。そこの業の営み全体としてだと思います。この中のJICAのご関係は、パーツではあるんですけれども。なので、すみません、前半はパーツの話ですが、後半としては、また工業団地全体によって生じる費用対便益を含めた総合的な評価を行うことをロンアン省に申し入れるんですか。

安井 地元政府に申し入れるようなことで。

岡山委員 地元政府ですね。

二宮委員 やっぱり工業配置というのは、ある程度行政的に戦略を持ってやるものなので、そういう視点が全くなくていいという話にならないと思うんですよね。それが必要な 段階というのはあると思いますけれども。

小山 申し入れして、だから、マスタープランとかああいうのをつくっているので、 そういうのをリバイスするときにちゃんと検証して方向性を示すとか、何かあるのであれ ば優遇税制を設けるとか。

原嶋委員 そこは、廃水の排水が、排出の字が、漢字が違った。どういった……。

岡山委員 いや、いいですよ。生活雑排水も入ることなので、当然下水も汚水も、はい。 ああ、でも、工場の排水、まあいいか。いいですね。すみません、こちらで結構です。

原嶋委員 全体ちょっと見て、他のところでもありますので、整合性だけ。そういうことか。どっちが適切なのか、ちょっと。

安井 問題、21番は文言を多少変えるかというふうにして言ったですか。違いましたっけ。

高橋主査 二宮委員、いかがですか、何か21番の。

二宮委員 21番ですか。21番、ちょっと何か自分の中でも余り練れていないんですけれども、要は、そういったことを考えてほしいということなんですよね。ですから、「などに関して」というのは要らないと思います、最初の、そうですね、そこから先ですね。 先ほど申し上げたのは、統一した環境マネジメントシステム。そうですね、工業団地の環境管理ですよね。「工業団地の環境管理が」というのを先に入れてもらいましょうか。「環境管理が統一した環境マネジメントシステムに基づいてなされるなど、入居企業の環境管理についてSPCが確実に関与できるよう」とすると、ちょっとおさまりが悪いのか。「工業団地の環境管理が統一した環境マネジメントシステムに基づいてなされるなど、入

居企業の環境管理についてSPCが確実に関与できるよう努めること」ですかね。主語は SPCで。

岡山委員 これは、JICAがSPCに申し入れるんですかね。そういう体制になるように 工業団地に申し入れることを。

小山 工業団地に申し入れるんですか。「統一したマネジメントシステムに基づいて行われるよう、工業団地に申し入れを行うこと」であればできるとは思いますが、「SPCが入居企業の環境管理全般について確実に管理を行う」だと難しいかと思います。

安井 「基づいてなされるなど、入居企業の環境管理について、工業団地に対して申し入れること」だと趣旨に反していないですね。

二宮委員 そうですね、少しやわらかい表現になるでしょうしね。

岡山委員 排水だけはできるということ。

安井 排水はできますね、はい。

二宮委員 そこがさっきの事業の名称のところに関連するんですけれども、多少ウイングを広げていくスタンスがあるのならば環境配慮型でもいいんだけれども、それがあくまで水に関してだけですよということになると、さっきのような議論が出てくるので、どこまで.....。

安井 そこは議論しますので。

二宮委員 そこは、だから含めてだと。さっきの議論のところに含めてもらってもいい と思うんですよね。

岡山委員 ここで言う工業団地って、要するに大家さんなわけですよね。

安井 そうですね、はい。

二宮委員 これ、じゃ、主語は別に書かなくてもいいですね。SPCがということになる

わけですね。

安井 SPCが、そうですね。JICAが、工業団地が。

河野 工業団地でしょうね。

安井 いやいや、工業団地に申し入れる......

河野 申し入れるのはJICAです。

安井 のは誰かと。

小山 工業団地がちゃんとやるのをJICAが申し入れる。

安井 うん、JICAが申し入れる。JICAがSPCを通じて申し入れるのか、JICAが直接申し入れるのか。

河野 それはどちらでもあるんじゃないかということを言っていますね。どっちがいい んですかね。

安井 いや、両方ありだと思うんですけどね。

小山 入居企業の環境管理、関与するように。誰が管理するんですか。

岡山委員であれば、「入居企業の環境管理を行う」のほうが。

河野 工業団地がですか。

小山 工業団地が。

高橋主査 大丈夫ですか、今の。

安井 でも、本当は25と26と同じなんですよね。この情報公開によって現地ステークホルダーがアクセス可能な方法をとることというのと非常に似ている。その25の後段と26が非常に。というわけではないですか。

原嶋委員 ただ、排水が中心で、下流域に対する影響はちょっと特別でしょうからね。 モニタリングのについては特に限定せずに、こちらもそういうことは書かれているけれども、かなりこのターゲットが広いんでしょうけれども。先ほど岡山先生が言いましたけれども、排水事業が中心、実質的には中心なので、下流域に対するあれは別に、若干助長でもよろしいんじゃないですかね。

岡山委員 上のほうのをアップすれば、最後の一文の情報公開においてはというという ところと下は合体できるんじゃないですか。

原嶋委員 ただ、それは下流域には限らないと思う。水質には限らない。

安井 ステークホルダー。そうですね、はい。

岡山委員 そうですね。その利害関係者、イコール、ステークホルダーなので。

高橋主査 だから、上は全般的で、下は排水ということであって。

原嶋委員 特に排水が中心ですからね。

岡山委員 はい、特にそう。

高橋主査 その排水というのがわかるように。今、いきなり下流域と出ているので、何かそこにちょっと言葉を入れることはできませんか。

原嶋委員 各所、極端なことを言えば、この排水に何か事故があったときに、その下流域の漁業とか、生活・漁業なんかで問題が出てくる可能性はないわけ。ちょっと個別の、またがっているので、一概には言えませんけれども。これはちょっと特別、別にしてもよるしいんじゃないかと思いますけれども。一般的に情報公開の話とはちょっと違うと思うんですよね。よく過去もあったという話ですけれども。

高橋主査 今、排水による影響ということで聞いてもらいましたけれども、それでいいですか。要するに、上と下でもちょっと違うと。

二宮委員 うん、いいですよ。

高橋主査 排水ということを少し特化したことだということがわかるようにですね。 そうすると、これであと、これで全部でしたよね。

じゃ、以上でよろしいですか。

それでは、長時間にわたりましたが、これでワーキンググループを終了したいと思います。

岡山委員 スケジュールがまだ。

高橋主査をそうですね、スケジュールをちょっとお願いします。

河野 申しわけないのですけれども、来週月曜日に全体会合があって、ここで確定したいと思っています。従いまして、今日いただいた案をJICAのほうから、明日の早い段階で送らせていただいて、申しわけないのですけれども、今週の金曜までに助言を確定いただければと思います。

高橋主査 今日、かなり文言も詰めましたので、大きな変更はないと思いますけれども、 またお気づきの点がありましたらメール審議ということでお願いします。

では、どうもありがとうございました。

午後4時51分 閉会